

公表版

鹿児島県農業農村整備工事独自積算基準

平成23年10月改定

鹿児島県農政部

目 次

I 工場製品に係る諸経費の取り扱いについて	1
II PC橋上部工積算基準	2
III 固定式大型散水施設工事積算基準	3
IV 景観施設及び特殊機器等積算基準	4
V 背面突き上げ式鋼製起伏ゲート工事標準歩掛	6
VI 県独自歩掛	14
1 土工	15
①ダンプトラック運搬(標準)	16
②サンゴ礁掘削	22
2 共通工	26
①裏込工(ブロック積・ブロック張)	27
②裏込工(石積)	29
③鹿児島県境界杭設置	30
④場所打擁壁工(1)	31
⑤場所打擁壁工(2)	35
⑥函渠工(1)	37
⑦函渠工(2)	41
3 コンクリート工	43
①型枠工(省力化構造)	44
4 基礎工	45
①基礎ルーフィング	46

5 河川・水路工	47
①水抜きパイプ取付	48
6 管水路工	49
①硬質塩化ビニル管人力布設(RR5m)	50
②地表定置式畑地かんがい施設設置工	51
7 道路工	52
①路床置換工	53
①路床工(しゃ断層)	59
③不陸整正工	62
④下層路盤工(一般)	64
⑤上層路盤工(一般)	66
⑥路盤工(歩道部)	68
⑦アスファルト舗装工(一般)	70
⑧アスファルト舗装工(狭幅道路・機械施工)	75
⑨アスファルト舗装工(狭幅道路・人力施工)	79
8 橋梁工	83
①橋台・橋脚工(1)	84
②橋台・橋脚工(2)	100

I 工場製品に係る諸経費の取り扱いについて

1 共通仮設費対象額に含めないもの

- (1) PC 桁の購入費
- (2) 簡易組立式橋梁の購入費
- (3) グレーチング床版の購入費
- (4) 門扉の購入費
- (5) ポンプの購入費
- (6) 大型遊具（設計製作品）の購入費
- (7) 光ケーブルの購入費

2 共通仮設費及び現場管理費対象額に含めないもの

- (1) 鋼桁，門扉等の工場製作にかかる費用のうちの工場原価
- (2) 大型標識柱（オーバーハング柱（F型，T型，逆L型），オーバーヘッド柱）
- (3) シャ音壁，大規模落石防護柵の支柱（製作費を含む）
- (4) 橋梁補強工（鋼板巻立て工）に用いる鋼板（製作費を含む）
- (5) 床版補強工（鋼板接着・増桁架設工法）に用いる鋼板・鋼桁（製作費含む）
- (6) 桁連結装置，落橋防止装置，変位制御装置（連結用ピンを含む）
（PC ケーブル，チェーン材，緩衝材，取付用アンカーボルト，高力ボルトを除く）
- (7) PC 片持桁製作用鋼製型枠（製作費及び塗装費含む）
- (8) 高欄（ガードレール等市場単価は除く）
- (9) ゴム防舷材
- (10) ゴム支承
- (11) 親柱（設計製作品）
- (12) 鋼製スリット（流木補足型を含む）
- (13) 吊鉄筋（ 38mm 以上）（加工費含む）
- (14) スプリンクラーヘッド及びライザー管
- (15) バルブ類

3 共通仮設費，現場管理費及び一般管理費対象額に含めないもの

- (1) 電気通信積算基準の機器費に該当するもの
- (2) 海上工事における標識灯（浮標灯）の購入費

Ⅱ PC橋上部工積算基準

1. 適用範囲

全ての型式のPC橋上部工について、本基準を適用する。

2. 積算基準

2-1 PC橋上部工の積算にあたっては、国土交通省基準及び本県土木部基準により積算することとする。

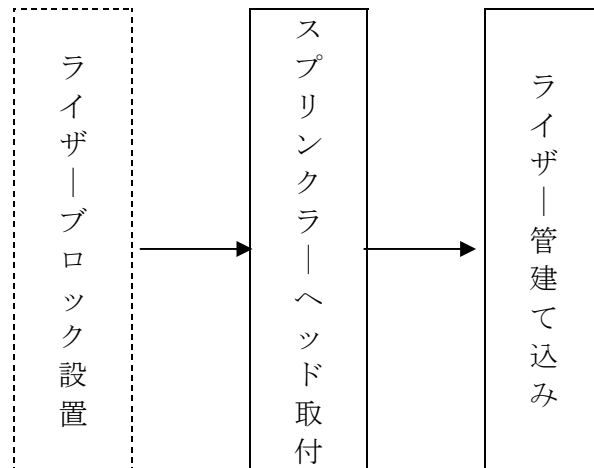
Ⅲ 固定式大型散水施設工事積算基準

1. 適用範囲

本基準及び歩掛は、奄美地域におけるサトウキビ用の固定式散水施設のうち、ライザー管とスプリンクラーヘッドの設置工に適用する。

ただし、移動式及び一作固定式散水施設は除く。

2. 施工概要



(注) 本基準及び歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 暫定施工歩掛

(1) スプリンクラーヘッドの取付歩掛は、次表のとおりとする。

表1 スプリンクラーヘッド取付暫定歩掛 (100個当たり)

名 称	単 位	取付歩掛
普通作業員	人	2.0
軽作業員	人	1.0

(注) 上記歩掛には、ほ場内の移動時間を含む。

(2) ライザー管の建て込み歩掛は、次表のとおりとする。

表2 ライザー管建て込み暫定歩掛 (50本当たり)

名 称	単 位	建て込み歩掛
特殊作業員	人	1.0
普通作業員	人	1.0

(注) 上記歩掛には、ほ場内の移動時間及び建て込み後の散水範囲及び角度調整等も含む。

IV 景観施設及び特殊機器等積算基準

1. 対象工事

農林水産省の積算基準による既存の工種に含まれず、専門業者の見積もりによらなければならないものが主たる工事となる、次表に掲げる工種については、本基準を適用する。

表 1. 1 対象工事一覧

工種区分	対象工事
橋梁親柱	石材・鋼材・陶器等を用いたもので、一般土木業者が製作しないもの。
記念碑	事業完工記念碑
遊具施設	ブランコ、鉄棒、滑り台等の小型遊具及び、コンビネーション遊具等の大型遊具。
公園施設	トイレ、四阿、パーゴラ、ベンチ等。
景観施設	案内看板、レリーフ、モニュメント等。
施設機械以外の特殊機器類	各種測定機器、電気機器、コンピュータ等。

2. 積算方法

2-1 計上方法

2-1-1 土木工事施工分

製品の施工（据付）時に直接関わらない工事で、設置場所の造成等（土工）、基礎工、コンクリート工等の工事で、一般土木工事と同一とみなせるものは、その部分についての図面及び数量調書等を見積もり依頼業者から提出してもらい、「直接工事費（A）」に計上する。

2-2-2 別途加算分

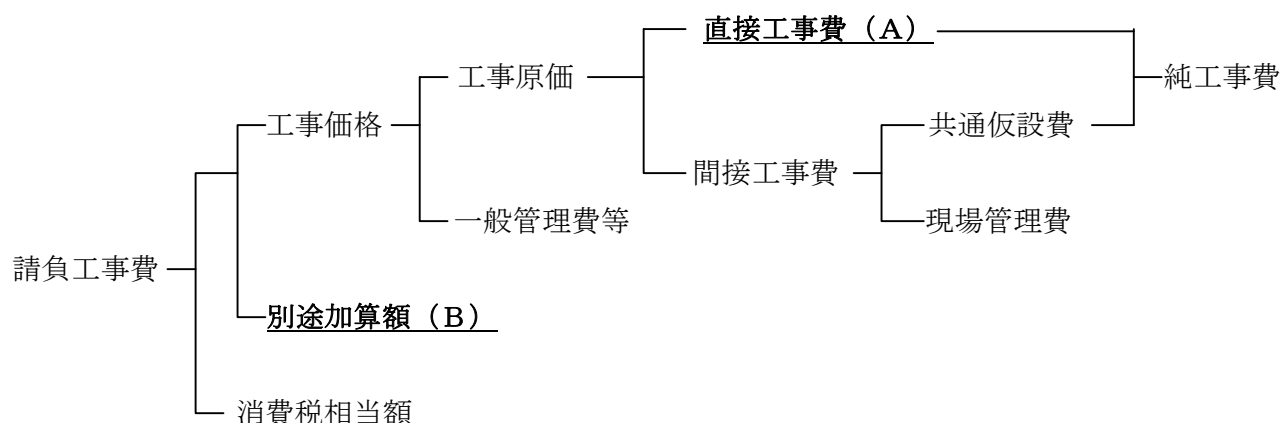
資材価格、施工価格、諸経費額を見積もりにより決定し、「別途加算額（B）」として計上する。見積もりに必要とする項目は次表による。

表 2. 1 見積もり項目一覧

別途加算項目	見積もり必要項目	見積もり内容
資材価格	「現地渡し価格」又は「工場渡し価格+輸送費」	現地で引き渡されるときにの価格であり、運搬中における製品の保護のための荷造り費用を含んだ価格とする。
施工価格	工事毎の据付工事（対象工事分）	施工価格には、製品の機能試験、機器調整等に係る費用を含むものとする。 専門業者による工事だけでなく、一般土木業者と連携して工事を行う場合、また、製品だけを受け取って、一般土木業者のみで施工を行う場合でも、その工事一式にかかるすべてについての工事（据付）費用を見積もってもらう。
諸経費等	上記に係る諸経費で、複数の製品・工事がある場合は、全体工事に係る諸経費	履行保証にかかる費用を見込んだ価格とする。 諸経費額は、十分検討することとし、疑義がある場合は、対象業者にその内容を確認するものとする。 農水省の積算基準による積算の結果、見積もり諸経費額が高くなっても見積額を採用する。（比較しない）
土木工事 施工分	一般土木業者が施工する、前処理、後処理に係る工事分（対象工事と一体となり施工するものは含まない）	土木工事施工分とは、製品の施工（据付）時に直接関わらない工事で、設置場所の造成（土工）、基礎工事、コンクリート打設等の工事であり、これらに類する工事がある場合のみ、見積書の提出を求める。

- (注) 1. 見積もり内容のチェックができるよう、項目を整理した内容の見積書を提出してもらう。
2. 見積もりの単位は、公園施設、石材、特殊機器等の業種別にまとめて提出してもらう。

2-2 積算体系



V 背面突き上げ式鋼製起伏ゲート工事標準歩掛

1. 適用範囲

この歩掛は鋼製起伏ゲートのうち、背面突き上げ式ゲートの製作据付工事に適用する。

1-1 区分及び構成

ゲート設備の区分及び構成は表1.1のとおりとする。

表1.1 区分及び構成

区 分		構 成
河川・水路用 水門設備	起伏水門 背面突き上げ式	扉体，戸当たり，開閉装置，操作制御設備等

(注) 1. 河川・水路用水門は構造用炭素鋼製，ステンレス鋼製を対象としており，全鋳鉄製・全アルミニウム製及びFRP製の設備には適用できないので，別途積算すること。

2. 水門設備に付帯する管理橋，階段，防護柵等の付属設備の製作据付は農林水産省が定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）の第6章 鋼製付属設備」によるものとする。

2. 直接製作費

2-1 材料費

1) 材料費構成

材料費の構成は，次のとおりとする。

材料費＝主要部材費＋副部材費＋部品費＋製作補助材料費

2) 主要材料部材費

(1) 主要部材費の積算は，次式による。なお，区分毎の主要部材の範囲は，表2.1のとおりとする。

主要部材費（円／式）＝ {主要部材所要量（kg／式）×主要部材単価（円／kg）}

(2) 主要部材の所要量の算定及び主要部材単価は，農林水産省が定める「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の直接材料費」に準じる。

(3) 寸法エキストラは，厚みエキストラ，幅エキストラとし，幅エキストラは必要に応じて計上するものとする。

3) 副部材費

副部材費の積算は，次式による。なお，各区分の副部材の範囲は，表2.1のとおりとする。

また，副部材費率は表2.3による。

副部材費＝主要部材費×副部材費率（％）×1／100

表 2. 1 主要部材・副部材の範囲

区 分	主要・副部材の範囲	
	主要部材（所要量を積上げる部材）	副部材（副部材費率に含まれる部材）
扉 体	スキンプレート, 背面板(魚腹形の場合), 主桁 (F・W), 補助桁 (F・W), ダイヤフラム (F・W), 端縦桁 (F・W), 摺動板, 支承部軸 (ピン), 軸受及び基礎金物, ヒンジ部 (軸), 越流板, ダヴリング, ブラケット, アンカーパッド	扉体を構成する主要部材以外の部材
戸当たり	底部戸当たり金物 (桁), 側部戸当たり金物 (サイドプレート, 軸受部), 裏桁	戸当たりを構成する主要部材以外の部材

- (注) 1. 表中「F」はフランジ, 「W」はウェブを示す。
 2. 開閉装置は, 機器単体品として計上する。
 3. 開閉装置の副部材費率には油圧配管等は含まれないため, 所要量を別途積上げるものとする。

4) 部品費

部品費の積算は, 次式による。なお, 部品費に含まれる部品の品目は, 表 2. 2 のとおりとする。

また, 部品費率は表 2. 3 による。

$$\text{部品費} = \text{主要部材費} \times \text{部品費率} (\%) \times 1 / 100$$

表 2. 2 部品の品目

各種軸受 (オイルレスベアリング, ピローユニット), 水密ゴム, オイルシール, 各種スイッチ, 各種リレー, 軸継手, チェーン, スプロケット, ボルト・ナット等

表 2. 3 扉体・戸当たり・開閉装置 副部材費及び部品費率 (%)

区 分	副部材費率	部品費率	備 考
扉 体	6. 0	3. 0	
戸当たり	3. 0	31. 0	
開閉装置	0. 0	0. 0	

- (注) 1. 開閉装置は機器単体品として計上する。なお, 開閉装置に副部材, 部品が必要な場合は所要量をそれぞれ別途計上する。
 2. 油圧配管の材料費は, 副部材費率に含まれないため, 所要量を副部材として別途計上する。
 3. 扉体の全主要部材にステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼を使用する場合は, 扉体の副部材及び部品所要量は別途積上げるものとする。

5) 製作補助材料費

製作補助材料費の積算は, 次式による。なお, 製作補助材料費率は表 2. 4 による。

$$\text{製作補助材料費} = (\text{主要部材費} + \text{副部材費}) \times \text{製作補助材料費率} (\%) \times 1 / 100$$

表 2. 4 製作補助材料費率 (％)

区	分	製作補助材料費率
起伏ゲート	背面突き上げ式	10.0

(注) 製作補助材料費率に含まれる製作補助材料は、製作の過程で消費される溶接材、酸素、アセチレンガス等である。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表 2. 5 のとおりとする。

表 2. 5 機器単体品目

電動機、原動機、減速機、クラッチ、制動機、油圧シリンダ、油圧ユニット、油圧ポンプ、油圧モータ、フロート装置、自動濾過装置、電動シリンダ、エンジン（モーター）スピンドル式開閉装置、ラック式開閉装置、バルブ駆動装置、集中給油装置、ワイヤロープ、ワイヤ弛み過負荷検出装置、開度計、電気防食用流電陽極、自家発電装置、始動用抵抗器、速度制御用抵抗器、自動制御（倒伏）機器、監視操作盤類、接続端子盤、凍結防止装置、計装機器、水位測定装置、流量測定装置、天井走行クレーン、ホイスト、チェーンブロック、弁及び管継手等、高圧ホース等

2-3 製作工数

製作工数は次式による。

$$Y = y \times K_m \times K_n$$

Y : 製作区分毎 1 門当たりの製作工数 (人/門)

y : 製作区分毎 1 門当たりの標準製作工数 (人/門)

K_m : 使用材料による補正係数

K_n : 製作数による補正係数

1) 標準製作工数 (y)

標準製作工数 (y) は表 2. 6 による。

表 2. 6 標準製作工数 (y)

区 分	扉 体	戸 当 たり
背面突き上げ式	$y_1 = 7.46x - 1.03$ ただし、 $x \leq 60 \text{ m}^2$	$y_2 = 4.25x - 10$ ただし、 $x \leq 35 \text{ m}$
適 用	x : 扉体面積 (㎡) $x = \text{純径間 (m)} \times \text{有効高 (扉高) (m)}$	x : 戸当たり延長 (m) $x = \text{片側側部戸当たり高さ (m)} \times 2 + \text{純径間 (m)}$

(注) 1. 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。

(1)扉 体 扉体及び扉体付点検梯子・手摺・歩廊等

(2)戸当たり 戸当たり及び戸当たりに設置される空気箱等

2. 下記については、標準製作工数に含まれないため別途積算するものとする。

(1)据付架台 (設備の現地組立等に際して使用する架台のうち工場製作され埋設されるもの)

(2)水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の製作据付は農林水産省が定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛 (施設機械) の第 6 章 鋼製付属設備」によるものとする。

なお、製作工数は、当該設備の構造を勘案し適用区分を決定するものとする。

2) 工数補正

(1) 使用材料による補正係数 (K_m)

主要部材にステンレス鋼, ステンレスクラッド鋼を使用した場合の補正係数 (K_m) は, 表 2. 7 を標準とする。

表 2. 7 使用材料による補正係数

設 備 区 分	区分	係数 K_m^0	係数 K_m^{100}	補 正 係 数 算 定 式
背面突き上げ式起伏ゲート	扉体	0.77	1.00	$K_m = (K_m^{100} - K_m^0) \times K_{m1} + K_m^0$ K_m : 使用材料による補正係数 K_m^{100} : 係数 K_m^{100} の値 K_m^0 : 係数 K_m^0 の値 K_{m1} : 主要部材の混合比率 = W_1 / W_2 W_1 : 主要部材における SUS, SUS クラッド鋼の質量 (kg) W_2 : 主要部材質量 (kg) K_m は小数点第 3 位を四捨五入し 2 位止めとする。

(注) 各設備の「扉体」のみ補正を行うものとし, 「戸当たり」については, 材質による補正は行わない。

(2) 製作数による補正係数 (K_n)

同形状規格のものを複数 (門, 条) 同時発注する場合の補正係数 (K_n) は, 表 2. 8 を標準とする。

表 2. 8 製作数による補正係数

製作数 (門, 条)	1	2	3	4	5 以上
補 正 係 数	1. 0 0	0. 9 5	0. 9 3	0. 9 2	0. 9 1

2-4 工場塗装費

標準的な構造の水門設備については, 表 2. 9 による。

表 2. 9 標準塗装面積

区 分		扉体塗装面積	戸当たり塗装面積
鋼製起伏ゲート	背面突き上げ式	$y = 4. 1 x - 0. 8$	別途積上げ
適 用		$y = \text{標準塗装面積 (m}^2\text{)}$ $x = \text{扉体面積 (m}^2\text{)}$ $\text{(純径間(m)} \times \text{有効高(m))}$	

(注) 1. 管理橋, 防護柵等の塗装面積は別途積上げるものとする。

2. ステンレス材の酸洗いが必要な場合は, その面積を別途積上げるものとする。

3. 直接工事費

3-1 輸送費

輸送費 (円) は, 表 3. 1 による。

表 3. 1 輸送費

(円)

区 分	輸送費 (円) 算定式	x の定義
扉体面積 10 m ² 未満の場合	(x × D < 1,500 の場合) y = (58.8 x + 155) × D + 51,000	扉体面積 (m ² /門) × 門数
	(x × D ≥ 1,500 の場合) y = (26.5 x + 70) × D + 116,000	
扉体面積 10 m ² 以上の場合	(x × D < 1,500 の場合) y = (44.9 x + 337) × D + 51,000	
	(x × D ≥ 1,500 の場合) y = (20.2 x + 152) × D + 116,000	

- (注) 1. 輸送費の算定において、「x」は「x の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離 (km) とする。
 なお、輸送費 (円) は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。
 2. 対象範囲は表-1・1 に示す構成全ての輸送費である。
 3. 工事場所が離島の場合は別途積算する。
 4. この算定式には、付帯する鋼製付属設備 (手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台) を含んでいる。ただし、付帯する管理橋は農林水産省が定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛 (施設機械) の第 6 章 鋼製付属設備」の輸送費算定式を適用する。

3-2 材料費

1) 材料費構成

材料費の構成は次のとおりとする。

$$\text{材料費} = \text{据付材料費} + \text{据付補助材料費}$$

2) 据付材料費

据付材料費の積算は次式による。なお、据付材料費率は、表 3. 2 による。

$$\text{据付材料費} = \text{据付労務費 (円)} \times \text{据付材料費率 (\%)} \times 1 / 100$$

$$\text{据付労務費} = \{ \text{職種別据付工数 (人/式)} \times \text{職種別賃金 (円/人)} \}$$

職種別据付工数は、「3 据付工数」による。

表 3. 2 据付材料費率

(%)

区 分	据付材料費率
鋼製起伏ゲート	14.0

- (注) 1. 据付材料費率に含まれる材料は、次のとおりである。
 据付に必要な現場で加工するアンカー材・ステー材、電動式開閉機の場合の機側操作盤以降 (二次側) の電線・電線管、油脂類等。
 2. 動力、照明等のための電源引き込み (引込柱から機側盤まで) に必要な材料費は所要量を別途積上げるものとする。

3) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は次式による。なお、据付材料費率は、表 3. 3 による。

$$\text{据付補助材料費} = \text{据付労務費 (円)} \times \text{据付補助材料費率 (\%)} \times 1 / 100$$

$$\text{据付労務費} = \{ \text{職種別据付工数 (人/式)} \times \text{職種別賃金 (円/人)} \}$$

職種別据付工数は、「3 据付工数」による。

表 3. 3 据付補助材料費率

(%)

区	分	据付補助材料費率
鋼製起伏ゲート	背面突き上げ式	4. 0

(注) 据付補助材料費率に含まれる据付補助材料は、製作品及び機器単体品等を据え付ける過程で消費される溶接材、酸素、アセチレンガス等である。

3-3 据付工数

据付工数は次式による。

$$Y = y \times K_n \times K_s$$

Y : 設備 1 門当たりの据付工数 (人)

y : 設備 1 門当たりの標準据付工数 (人)

K_n : 据付数による補正係数

K_s : シリンダ数による補正係数

1) 標準据付工数 (y)

標準据付工数 (y) は、表 3. 4 による。

表 3. 4 標準据付工数 (y)

区 分	標準据付工数 (人/門)	適 用	職種別構成割合 (%)	
			機械設備 据 付 工	普 通 作 業 員
背面突き上げ式	$y = 18.8 x^{0.7}$	x : 扉体面積 (m ²) (純径間 (m) × 有効高 (m)) なお、x の定義及び範囲は、表 2. 6 標準製作工数と同じであ る。	80	20

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、扉体、戸当たり、開閉装置、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降（二次側）の電気配線・配管、据付架台の設置及び撤去等、始業準備、機側操作盤以降（二次側）の試運転調整、清掃及び後片付けまでとする。
2. 機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降（二次側）の電気配線・配管の施工の必要がない場合は、据付工数を 10% 低減するものとする。
3. 標準据付工数の範囲には、二次コンクリート打設、コンクリートはつり等の関連土木工事については含まれていないため、別途積算するものとする。
4. 油圧式開閉装置の油圧配管の据付工数は、標準据付工数の範囲に含まれる。
5. 標準据付工数の範囲には、動力、照明等のための電源引き込み（引込柱等から機側盤まで）は含まないので、別途積算するものとする。
6. 水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の据付工数は、農林水産省が定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）の第 6 章 鋼製付属設備」によるものとする。
7. 各設備の標準据付工数は、据付現場が仮締め切り内のドライな環境で、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。

2) 据付数による補正係数 (K_n)

同時期・現場、同等規模・形式の水門設備を複数(門、条)据え付ける場合の補正係数 (K_n) は、表3.5を標準とする。

表3.5 据付数による補正係数 (K_n)

据付数(門, 条)	1	2	3	4	5以上
補正係数	1.00	0.95	0.93	0.90	0.88

3) シリンダ数による補正係数 (K_s)

シリンダ数による補正係数 (K_s) は、表3.6を標準とする。

表3.6 シリンダ数による補正係数 (K_s)

シリンダ数	2本以下	3本	4本
補正係数	1.00	1.02	1.04

3-4 現場塗装費

現場塗装が必要な場合は、その面積を積み上げて積算するものとする。なお、現場塗装における塗装仕様は、農林水産省が定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)の第7章 塗装」によるものとする。

3-5 直接経費

1) 機械経費

据付にかかる機械経費は、表3.7を標準として計上するものとする。

なお、機種選定、所要数量、運転日数については、据付条件ならびに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

表3.7 標準機械器具

機械器具名	標準規格	適用
クレーン	5-2)による	
電気溶接機	5-3)による	
〃	直流 500A	ガウジング用
〃	エンジン付 200A	商用電源がない場合
空気圧縮機	排出ガス対策型	ガウジング・その他、現場条件により計上する
発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合、現場条件により計上する
組立架台		現場条件により計上する
その他必要なもの		現場条件により計上する
雑器具損料		機械器具費×2%

(注)「雑器具損料」とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑機具類の損料である。

2) クレーンの標準運転日数等

クレーンの標準運転日数等は、表3.8を標準とする。

表 3. 8 トラッククレーン標準運転日数等

対象設備	機種	規格	標準運転日数	区分別構成比 (%)		
				扉体	戸当り	開閉機
背面突き上げ式	トラッククレーン	(注) 5 による	$D = 0.39x + 1.6$	30	50	20

(注) 1. 標準運転日数式のDは日、xは扉体面積である。

2. Dは設備1門当たりの運転日数である。

3. xは扉体1門当たりの純径間(m)×有効高(m)である。

4. 本表は、据付現場が仮締め切り内で、ドライ施工が可能な場合の標準的なトラッククレーンの運転日数である。施工条件が異なる場合は本表によらず、運転日数を別途積上げるものとする。

5. トラッククレーン規格については、施工条件、方法等を勘案のうえ選定するものとする。

6. トラッククレーンの標準運転日数には、現場までの回送時間は含まれていない。

3) 電気溶接機の標準運転日数

電気溶接機が必要な場合は、現場条件により機種、規格、運転日数等を決定するものとする。

4) 試運転費

試運転工数は、据付工数に含まれているので計上しないものとする。

なお、標準据付工数に含まれる試運転は、機側操作盤以降(二次側)の試運転調整である。

VI 鼎独自步掛

1 土工

①ダンプトラック運搬（標準）

1. 適用範囲

本歩掛は、バックホウまたはクラムシェルで積込みダンプトラック10t車により運搬する作業及び、人力で積み込みダンプトラック2t車により運搬する作業に適用する。

2. 施工歩掛

バックホウ、クラムシェル及び人力で積込み、ダンプトラックで運搬する場合、土砂（シラスを除く）100m³当たり運搬日数は下表によって求める。

2-1 土砂（シラスを除く）100m³当たり運搬日数

2-1-1 バックホウ 山積0.8m³（平積0.6m³）+ダンプトラック（10t積車）

表2.1 100m³当たり運搬日数（日/100m³）

運搬距離	D I D 区間：無し	運搬距離	D I D 区間：有り
0.3 km 以下	0.65	0.3 km 以下	0.65
0.5 km 以下	0.75	0.5 km 以下	0.75
1.0 km 以下	0.85	1.0 km 以下	0.85
1.5 km 以下	0.95	1.5 km 以下	0.95
2.0 km 以下	1.1	2.0 km 以下	1.1
3.0 km 以下	1.3	3.0 km 以下	1.3
4.0 km 以下	1.5	3.5 km 以下	1.5
5.5 km 以下	1.8	5.0 km 以下	1.8
6.5 km 以下	2.1	6.0 km 以下	2.1
7.5 km 以下	2.4	7.0 km 以下	2.4
9.5 km 以下	2.7	8.5 km 以下	2.7
11.5 km 以下	3.1	11.0 km 以下	3.1
15.5 km 以下	3.8	14.0 km 以下	3.8
22.5 km 以下	4.7	19.5 km 以下	4.7
49.5 km 以下	6.3	31.5 km 以下	6.3
60.0 km 以下	9.4	60.0 km 以下	9.4

(注) 1. 上表は地山100m³の土量を運搬する日数である。

2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。

3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。

4. D I D（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。

5. 運搬距離が、60.0kmを超える場合は、別途考慮する。

6. D I D 区間有りとは、D I D 区間が存在する経路を昼間運搬する場合をいう。

2-1-2 バックホウ 山積1.4 m³ (平積1.0 m³) +ダンプトラック (10 t積車)

表2.2 100 m³当たり運搬日数 (日/100m³)

運搬距離	D I D 区間：無し	運搬距離	D I D 区間：有り
0.3 km 以下	0.5	0.3 km 以下	0.5
0.5 km 以下	0.6	0.5 km 以下	0.6
1.0 km 以下	0.7	1.0 km 以下	0.7
1.5 km 以下	0.8	1.5 km 以下	0.8
2.0 km 以下	0.9	2.0 km 以下	0.9
2.5 km 以下	1.0	2.5 km 以下	1.0
3.0 km 以下	1.2	3.0 km 以下	1.2
3.5 km 以下	1.3	3.5 km 以下	1.3
4.5 km 以下	1.5	4.5 km 以下	1.5
6.0 km 以下	1.8	5.5 km 以下	1.8
7.0 km 以下	2.1	6.5 km 以下	2.1
8.5 km 以下	2.4	8.0 km 以下	2.4
10.0 km 以下	2.7	9.5 km 以下	2.7
12.5 km 以下	3.1	11.5 km 以下	3.1
16.5 km 以下	3.8	15.0 km 以下	3.8
23.5 km 以下	4.7	20.5 km 以下	4.7
51.5 km 以下	6.3	33.0 km 以下	6.3
60.0 km 以下	9.4	60.0 km 以下	9.4

- (注) 1. 上表は地山100 m³の土量を運搬する日数である。
 2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
 3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
 4. D I D (人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
 5. 運搬距離が、60.0kmを超える場合は、別途考慮する。
 6. D I D 区間有りとは、D I D 区間が存在する経路を昼間運搬する場合をいう。

2-1-3 バックホウ 山積 0.45 m³ (平積 0.35 m³) + ダンプトラック (10 t 積車)

表 2. 3 100 m³ 当たり運搬日数 (日/100m³)

運搬距離	D I D 区間：無し	運搬距離	D I D 区間：有り
0. 5 km 以下	1. 1	0. 5 km 以下	1. 1
1. 0 km 以下	1. 2	1. 0 km 以下	1. 2
2. 0 km 以下	1. 4	1. 5 km 以下	1. 4
2. 5 km 以下	1. 6	2. 0 km 以下	1. 6
3. 5 km 以下	1. 8	3. 0 km 以下	1. 8
4. 5 km 以下	2. 1	4. 0 km 以下	2. 1
6. 0 km 以下	2. 4	5. 5 km 以下	2. 4
7. 5 km 以下	2. 7	7. 0 km 以下	2. 7
10. 0 km 以下	3. 1	9. 0 km 以下	3. 1
13. 5 km 以下	3. 8	12. 0 km 以下	3. 8
19. 5 km 以下	4. 7	17. 5 km 以下	4. 7
39. 0 km 以下	6. 3	28. 5 km 以下	6. 3
60. 0 km 以下	9. 4	60. 0 km 以下	9. 4

- (注) 1. 上表は地山 100 m³ の土量を運搬する日数である。
 2. 運搬距離は片道であり，往路と復路が異なる時は，平均値とする。
 3. 自動車専用道路を利用する場合には，別途考慮する。
 4. D I D (人口集中地区) は，総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
 5. 運搬距離が，60.0km を超える場合は，別途考慮する。
 6. D I D 区間有りとは，D I D 区間が存在する経路を昼間運搬する場合をいう。

2-1-4 クラムシェル0.8 m³+ダンプトラック (10 t 積車)

表 2. 4 100 m³ 当たり運搬日数 (日/100m³)

運搬距離	D I D 区間：無し	運搬距離	D I D 区間：有り
0. 5 km 以下	1. 5	0. 5 km 以下	1. 5
2. 0 km 以下	1. 8	2. 0 km 以下	1. 8
2. 5 km 以下	2. 1	2. 5 km 以下	2. 1
4. 0 km 以下	2. 4	3. 5 km 以下	2. 4
5. 5 km 以下	2. 7	5. 0 km 以下	2. 7
7. 5 km 以下	3. 1	7. 0 km 以下	3. 1
10. 5 km 以下	3. 8	10. 0 km 以下	3. 8
16. 0 km 以下	4. 7	14. 5 km 以下	4. 7
30. 0 km 以下	6. 3	24. 5 km 以下	6. 3
60. 0 km 以下	9. 4	60. 0 km 以下	9. 4

- (注) 1. 上表は地山 100 m³の土量を運搬する日数である。
 2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
 3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
 4. D I D (人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
 5. 運搬距離が、60.0km を超える場合は、別途考慮する。
 6. D I D 区間有りとは、D I D 区間が存在する経路を昼間運搬する場合をいう。

2-1-5 クラムシェル0.4 m³+ダンプトラック (10 t 積車)

表 2. 5 100 m³ 当たり運搬日数 (日/100m³)

運搬距離	D I D 区間：無し	運搬距離	D I D 区間：有り
0. 5 km 以下	1. 5	0. 5 km 以下	1. 5
2. 0 km 以下	1. 8	2. 0 km 以下	1. 8
2. 5 km 以下	2. 1	2. 5 km 以下	2. 1
4. 0 km 以下	2. 4	3. 5 km 以下	2. 4
5. 5 km 以下	2. 7	5. 0 km 以下	2. 7
7. 5 km 以下	3. 1	7. 0 km 以下	3. 1
10. 5 km 以下	3. 8	10. 0 km 以下	3. 8
16. 0 km 以下	4. 7	14. 5 km 以下	4. 7
30. 0 km 以下	6. 3	24. 5 km 以下	6. 3
60. 0 km 以下	9. 4	60. 0 km 以下	9. 4

- (注) 1. 上表は地山 100 m³の土量を運搬する日数である。
 2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
 3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
 4. D I D (人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
 5. 運搬距離が、60.0km を超える場合は、別途考慮する。
 6. D I D 区間有りとは、D I D 区間が存在する経路を昼間運搬する場合をいう。

2-1-6 人力+ダンプトラック（2t積車）

表2.6 100m³当たり運搬日数 (日/100m³)

運搬距離	D I D 区間：無し	運搬距離	D I D 区間：有り
0.3 km 以下	5.0	0.3 km 以下	5.0
0.5 km 以下	5.5	0.5 km 以下	5.5
1.5 km 以下	6.0	1.0 km 以下	6.0
2.0 km 以下	7.0	1.5 km 以下	7.0
2.5 km 以下	8.0	2.0 km 以下	8.0
3.0 km 以下	9.0	2.5 km 以下	9.0
4.0 km 以下	10.0	3.5 km 以下	10.0
5.0 km 以下	11.0	4.5 km 以下	11.0
6.5 km 以下	13.0	6.0 km 以下	13.0
8.5 km 以下	15.0	8.0 km 以下	15.0
11.0 km 以下	18.0	10.5 km 以下	18.0
16.0 km 以下	23.0	14.5 km 以下	23.0
27.5 km 以下	30.0	23.0 km 以下	30.0
60.0 km 以下	45.0	60.0 km 以下	45.0

- (注) 1. 上表は地山 100 m³の土量を運搬する日数である。
 2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
 3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
 4. D I D（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
 5. 運搬距離が、60.0kmを超える場合は、別途考慮する。
 6. D I D区間有りとは、D I D区間が存在する経路を昼間運搬する場合をいう。

2-2 100m³当たり運搬日数（シラス及び土砂以外の場合）

2-2-1 シラス及び土砂以外の場合の100m³当たり運搬日数

シラス及び土砂（シラスを除く）以外の場合の100m³当たり運搬日数は次式による。

$$100\text{m}^3\text{当たり運搬日数} = \text{土砂}100\text{m}^3\text{当たり運搬日数} \times K$$

K：補正係数

2-2-2 補正係数（K）

補正係数（K）は、下表による。

表2.7 補正係数（K）

土質区分	補正係数
シラス	0.77
軟岩	1.22
岩塊・玉石	1.22
硬岩	1.37
コンクリート殻（無筋）	1.30
コンクリート殻（有筋）	1.37
アスファルト殻	1.30

3. 単価表

(1) ダンプトラック運搬 100m³ 当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ダンプトラック運搬	○ t 積	日	D	表 2. 1～2. 6
計				

(注) 1. D : 100m³ 当たり運搬日数 (表 2. 1～表 2. 6)

2. 土砂 (シラスを除く) 以外の場合は, (2-2-1) の式に代入して運転日数を求める。

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ダンプトラック	10 t 積	機-22	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 76 機械損料数量 → 1.24
ダンプトラック	2 t 積	機-22	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 25 機械損料数量 → 1.17

②サンゴ礁掘削

1. 適用範囲

本歩掛は、南西諸島に分布するサンゴ礁（琉球石灰岩）を掘削する場合で、面的工事、線の工事に適用する。

2. 岩質区分

岩質区分は次表を標準とする。

表 2. 1 岩質区分

区 分	説 明
I	空隙が多く、比較的柔らかい。
II	I, IIIの中間に相当する（普通）
III	空隙が少なく、比較的固い。

3. 適用掘削法

適用掘削法は次表を標準とする。

表 3. 1 適用掘削法の選定

掘 削 法	掘削法の説明
火 薬 使 用	クローラドリルによる削孔後、発破により掘削する。
大型ブレーカ使用	火薬が使用できない場合に、大型ブレーカにより掘削する。

4. 施工歩掛

4-1 火薬使用掘削

4-1-1 適用範囲

火薬により掘削し、搬出用機械の作業可能な大きさ又はブルドーザ敷均し作業に適切な大きさにする作業に適用する。

4-1-2 10m³当たりの掘削歩掛

対象土量，岩質区分ごとの10m³当たりの掘削歩掛は下表による。

表4.1 10m³当たり掘削歩掛

名称	規格等	単位	10,000m ³ 未満			10,000m ³ 以上		
ダイナマイト	3号桐・大口	kg	0.36	0.54	0.75	0.36	0.54	0.75
硝油爆薬	AN-F0(ピース) 大口	kg	0.84	1.26	1.75	0.24	0.36	0.50
硝油爆薬	AN-F0(ハラ) 大口	kg				0.60	0.90	1.25
電気雷管	6号瞬発1段，脚線長3.0m	個	1.00	1.60	2.30	1.00	1.60	2.30
さく岩工		人	0.06	0.09	0.14	0.06	0.09	0.14
特殊作業員		人	0.06	0.09	0.14	0.06	0.09	0.14
普通作業員		人	0.03	0.04	0.06	0.03	0.04	0.06
コンプレッサ	吐出量 17.0m ³ /min, 可搬式・スクルー・エンジン掛 (超低騒音型) 排出ガス対策型(第2次基準値)	日	0.03	0.04	0.06	0.03	0.04	0.06
軽油	1, 2号 ドラム渡し	リットル	3.20	4.30	6.50	3.20	4.30	6.50
クローラドリル	空気式，非搭乗式 ドリフタ150kg級	時間	0.11	0.17	0.26	0.11	0.17	0.26
諸雑費		%	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00

(注) 1. 上表には破砕岩の小割り，集積，敷均し作業は含まない。

2. 諸雑費は，ロッド・ビット損耗費，発破器具費であり，労務費，材料費，損料，運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

3. 上表により難しい場合は，別途考慮する。

4-2 大型ブレーカ使用掘削

4-2-1 適用範囲

火薬掘削ができず，大型ブレーカにより掘削する作業に適用する。

4-2-2 1日当たり施工量

岩質区分ごとの1日当たり施工量は下表による。

表4.2 大型ブレーカ掘削1日当たり施工量

岩質区分	単位	施工量
サンゴ礁 I	m ³	86.4
サンゴ礁 II	m ³	60.8
サンゴ礁 III	m ³	46.1

4-2-3 1日当たり掘削歩掛

岩質区分ごとの1日当たり掘削歩掛は下表による。

表4.3 大型ブレーカ掘削歩掛 (1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量		
大型ブレーカ運転	油圧式 1,300kg 級	日	1.0	1.0	1.0
諸 雑 費		%	8.0	8.0	28.0

- (注) 1. 作業範囲は機械走行面より上下に5m以内を標準とする。
 2. 上表は、転石の小割りには適用しない。
 3. 上表には、破砕片除去、法面整形は含まない。
 4. 諸雑費は、大型ブレーカ用チゼル損耗費であり、運転経費に上表の率を乗じた金額を計上する。
 5. 上表により難しい場合は、別途考慮する。

5. 単価表

(1) サンゴ礁掘削（火薬使用）10m³当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ダイナマイト	3号桐, 大口	kg	表4. 1	表4. 1
硝油爆薬	AN-F0(ピース), 大口	〃	〃	〃
硝油爆薬	AN-F0(バラ), 大口	〃	〃	〃
電気雷管	6号瞬発1段, 脚線長3.0m, 大口	個	〃	〃
削岩工		人	〃	〃
特殊作業員		〃	〃	〃
普通作業員		〃	〃	〃
コンプレッサ	可搬式・スクルー・エンジン掛 吐出量 17.0 m ³ /min (超低騒音型) 排出ガス対策型(第2次基準値)	日	〃	〃
軽油	1, 2号 ドラム渡し	リットル	〃	〃
クロードリル	非搭乗式, ドリフタ 150kg 級	時間	〃	〃
諸雑費		式	1	〃
計				

(2) サンゴ礁掘削（大型ブレーカ使用）10m³当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
大型ブレーカ運転	油圧式 1,300 kg級	日		表4. 3 × 10 / D
諸雑費		式	1	表4. 3
計				

(注) D : 日当たり施工量 (表4. 2)

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
大型ブレーカ (バックホウ装 着)	油圧式 1,300 kg級	機-20	(大型ブレーカ 油圧式 1,300 kg級) 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 135 機械損料数量 → 1.33 (バックホウ クローラ型 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³) 排出ガス対策型(第1次基準値)) 機械損料数量 2 → 1.33

2 共通工

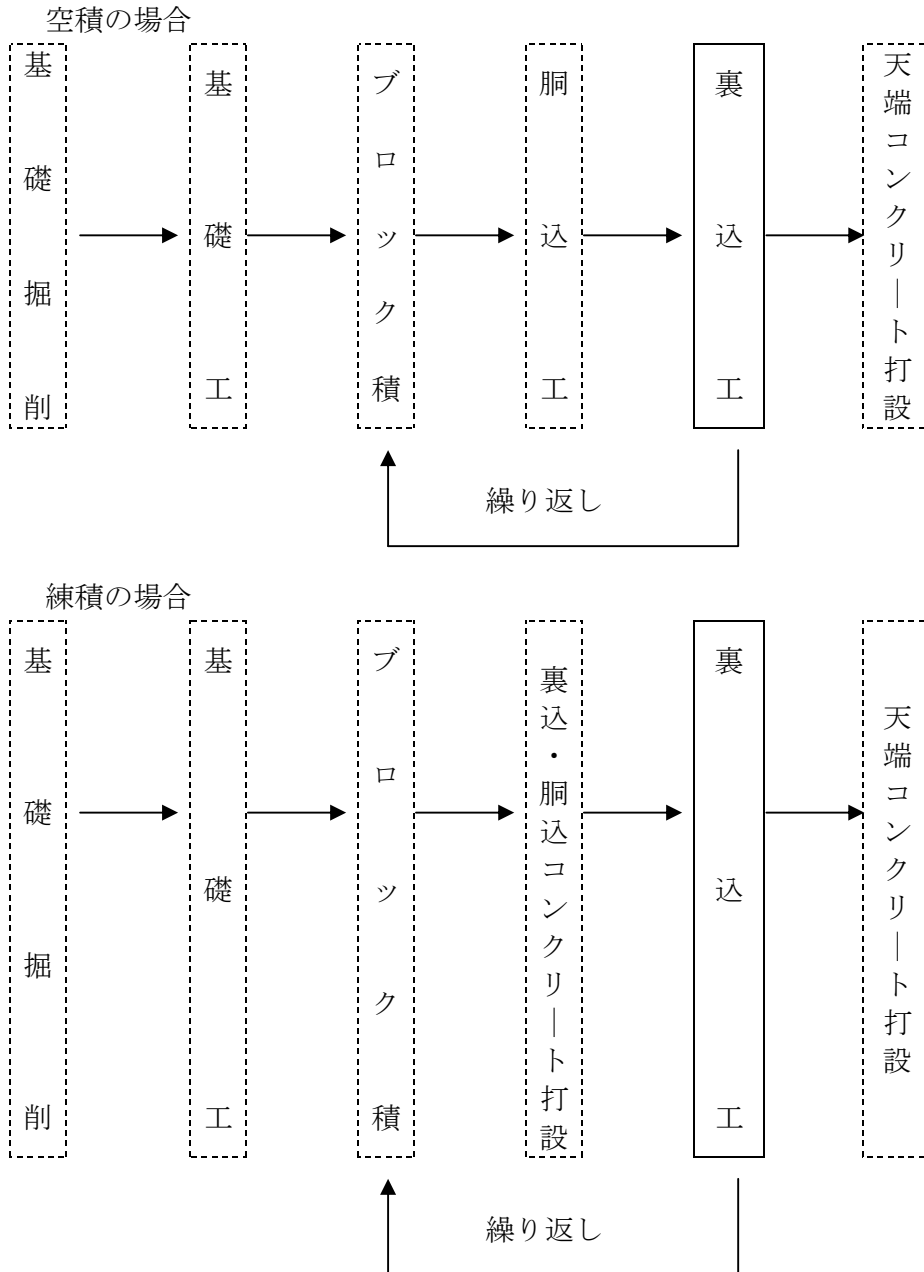
①裏込工（ブロック積・ブロック張）

1. 適用範囲

本歩掛は、コンクリートブロック張工及び、市場単価方式によるブロック積（練積、空積）の裏込工に適用する。

2. 施工概要

施工フローは次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

裏込材投入歩掛は次表とする。

表 3. 1 裏込材投入歩掛 (10m³当たり)

種 類		積ブロック	張ブロック
世 話 役	人	0. 5	0. 4
普 通 作 業 員	人	1. 4	0. 8
諸 雑 費 率	%	7. 0	8. 0

(注) 諸雑費は、つき固め機械の損料及び油脂類の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

4. 裏込材の使用量

裏込材の使用量は次式による。

$$\text{使用量} = \text{設計数量} \times (1 + K) \quad (\text{m}^3) \dots\dots (\text{式} 4. 1)$$

K：補正係数（表 4. 1）

表 4. 1 裏込材使用量補正係数

材料名	砕石	割栗石
補正係数	0. 1 1	0. 0 5

5. 単価表

裏込工10m³当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	表 3. 1	表 3. 1
普通作業員		〃	〃	〃
諸 雑 費		%	〃	〃
裏 込 材		m ³	10×(1+ 表 4. 1)	式 4. 1
計				

②裏込工（石積）

1. 適用範囲

本歩掛は、石積工等の裏込工に適用する。

2. 施工歩掛

裏込材投入歩掛は次表とする。

表 2. 1 裏込材投入歩掛 (10m³当たり)

裏込材の種類	単位	碎石	生コンクリート	割栗石
特殊作業員	人	—	1. 8	—
普通作業員	〃	1. 9	3. 6	1. 9
諸雑費率	%	3. 0		

(注) 1. 諸雑費は、つき固め機械等の損料及び油脂類の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

2. 材料の人力による小運搬を含む。

3. 裏込材の使用量

裏込材の使用量は次式による。

$$\text{使用量} = \text{設計数量} \times (1 + K) \quad (\text{m}^3) \dots\dots (\text{式 3. 1})$$

K：補正係数（表 3. 1）

表 3. 1 裏込材使用量補正係数

材料名	碎石	生コンクリート	割栗石
補正係数	0. 20	0. 19	0. 14

4. 単価表

裏込工10m³当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員		人	表 2. 1	表 2. 1
普通作業員		〃	〃	〃
諸 雑 費		%	〃	〃
裏 込 材		m ³	10×(1+ 表 3. 1)	式 3. 1
計				

③鹿児島県境界杭設置

1. 適用範囲

本歩掛は、鹿児島県規格の境界杭の人力による設置に適用する。

2. 施工歩掛

設置歩掛は次表とする。

表 2. 1 設置歩掛 (10本当たり)

作業条件	土木一般世話役	普通作業員
良 好	0. 1 0	0. 5 7
普 通	0. 1 3	0. 7 1
不 良	0. 2 2	1. 2 1

(注) 1. 作業条件は下記による。

良好：杭の設置間隔が10m未満の場合

不良：杭の設置場所が傾斜部でかつ地山が固い場合、または、設置間隔が50m以上の場合

普通：上記の条件以外の場合

2. 杭の設置に伴う簡易な測量、床掘、埋戻し及び杭の移動手間を含む。

3. 設置場所の土質が岩の場合には適用できない。

3. 単価表

鹿児島県境界杭設置10本当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
用地境界杭	鹿児島県規格, 12×12×100	本	10	
土木一般世話役		人	表 2. 1	表 2. 1
普通作業員		〃	〃	〃
計				

④ 場所打擁壁工(1)

1. 適用範囲

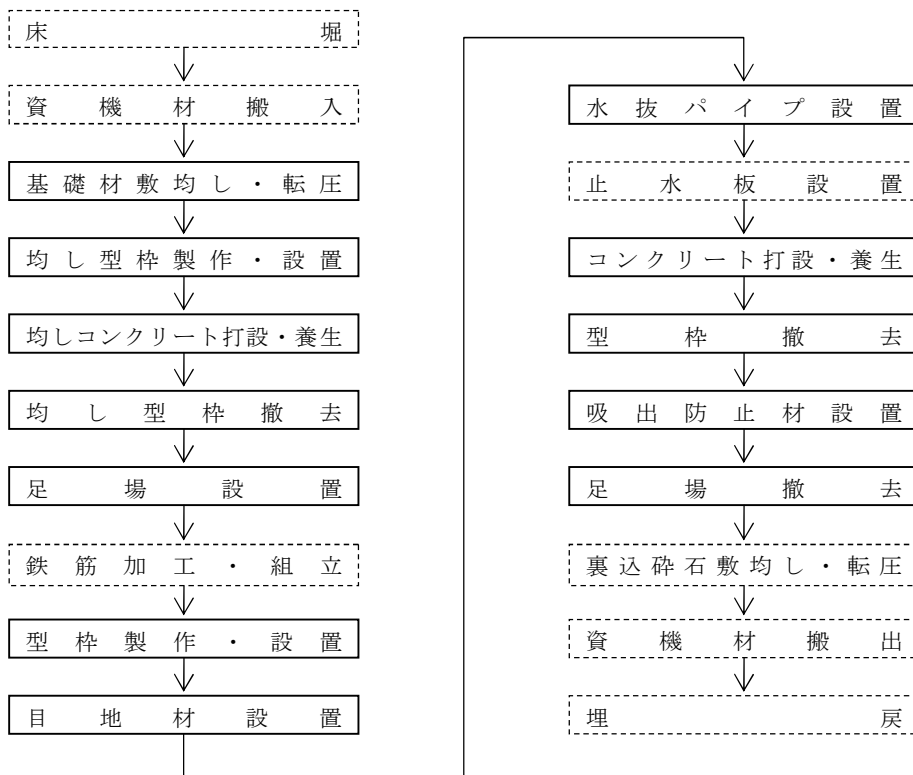
本歩掛は、擁壁工（現場打の小型擁壁〔擁壁平均高さ0.5mから1mまで〕、重力式擁壁〔擁壁平均高さ1mを超え5mまで〕、もたれ式擁壁〔擁壁平均高さ3mから8mまで〕）及び「土木構造物設計マニュアル(案)―土工構造物・橋梁編―」（平成13年9月28日付農政部長通知・農整第560号）（以下「設計マニュアル(案)」という。）に基づき設計された擁壁工（逆T型擁壁〔擁壁平均高さ3mから10mまで〕、L型擁壁〔擁壁平均高さ3mから7mまで〕）の施工に適用する。

なお、本項の適用を外れる現場打擁壁工については、場所打擁壁工(2)を適用する。

また、逆T型擁壁及びL型擁壁の設計において、設計マニュアル(案)を適用しない場合の積算は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）」によるものとする。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

2. 基礎材敷均し・転圧、均し型枠製作設置・撤去、均しコンクリート打設・養生、目地材設置、止水板設置、水抜きパイプ設置、吸出防止材設置、裏込砕石敷均し・転圧は、必要に応じて計上する。

3. 施工歩掛

3-1 擁壁工

3-1-1 機種を選定

3-1-1-1 コンクリートポンプ車

コンクリートポンプ車の機種・規格は表3.1を標準とする。

表3.1 機種を選定

機械名	規格
コンクリートポンプ車	ブーム式90~110m ³ /h

(注) コンクリートポンプ車圧送コンクリートの適用

コンクリートポンプ車圧送コンクリートのスランプ値及び粗骨材の最大寸法は、次表の範囲を標準とする。

表3.2 コンクリートポンプ車圧送コンクリートの標準範囲

スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
8~12	40以下

3-1-1-2 クレーン車

小型構造物クレーン車打設の標準機種は、トラッククレーンとし現場状況によりクローラクレーンを選定することができる。

表3.3 小型クレーン車打設範囲

名 称	規 格	0.6m ³ バケット	
		打 設 範 囲	
		打設高さ	水平打設距離
トラッククレーン	油圧伸縮ジブ型16 t 吊	約17m以下	約17m以下
	油圧伸縮ジブ型20 t 吊	約25m以下	約18m以下
	油圧伸縮ジブ型25 t 吊	約25m以下	約20m以下
	油圧伸縮ジブ型35 t 吊	約28m以下	約20m以下
クローラクレーン	油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型50 t 吊	—	約30m以下

(注) クローラクレーンを使用する場合は、現場条件から打設高さを検討し、適当なブーム長さを設定する。

3-1-2 擁壁工歩掛

擁壁工歩掛は次表のとおりとする。

表3.4 擁壁工歩掛

(コンクリート10m³当り)

名 称	擁 壁 種 類	小型擁壁 (A)	小型擁壁 (B)	重力式擁壁		もたれ式擁壁	逆T型擁壁	L型擁壁
		擁壁平均高さ		1mを超え 2m未満	2mから 5mまで	3mから 8mまで	3mから 10mまで	3mから 7mまで
		規格	単位					
世 話 役		人	2.3	2.2	1.0	0.9	0.7	0.9
特 殊 作 業 員		〃	0.7	1.0	0.2	0.2	0.2	0.2
普 通 作 業 員		〃	8.1	8.9	5.3	4.0	3.4	4.0
型 枠 工		〃	4.1	4.1	2.9	1.8	1.4	1.9
と び 工		〃	—	—	—	0.5	0.4	0.6
コ ン ク リ ー ト		m ³	10.6	10.6	10.4	10.4	10.4	10.2
コンクリートポンプ車 運 転	ブーム式 90~110 m ³ /h	日	—	—	0.12	0.12	0.12	0.12
トラッククレーン又は クローラクレーン運転		〃	—	0.56	—	—	—	—
雑 工 種 率	基 礎 砕 石	〃	14.8	12.7	11.2	7.9	4.4	7.1
	均しコンクリート	〃	10.7	9.1	14.8	7.2	4.9	7.8
	目 地 材 設 置	〃	0.9	0.8	1.4	1.7	2.0	1.7
	水 抜 き パ イ プ	〃	0.8	0.7	1.2	1.5	1.9	1.5
	吸 出 防 止 材	点在	〃	0.4	0.3	0.6	0.8	0.9
諸 雑 費 率	一 般 足 場 又 は 足 場 無	〃	12.8	11.0	20.8	26.0	25.1	27.7
	手 摺 先 行 型 枠 組 足 場	〃	—	—	—	27.5	—	32.1

小型擁壁(A)：コンクリートを人力で打設（打設地上高さH≤2m）

小型擁壁(B)：コンクリートをクレーン車で打設（打設地上高さ2m<H≤28m、水平打設距離L≤20m

クローラクレーン適用の場合は作業範囲を別途考慮）

1. 上表の労務歩掛は、型枠製作・設置・撤去（水抜きパイプの設置労務を含む）、足場設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 設計数量は、つま先版、かかと版、突起を含む擁壁本体コンクリートの数量とする。
3. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
4. コンクリートの補正係数は、小型擁壁で+0.06、重力式・もたれ式擁壁で+0.04、逆T型・L型擁壁で+0.02として上表に含めてある。また、ペーラインコンクリートについてはコンクリート材料費のみを別途計上すること。なお、ペーラインコンクリートの材料補正は擁壁本体と同一の数値を用いることとする。
5. 雑工種・諸雑費は、表3.5の内容の費用であり、労務費、機械賃料、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は、上限値とする。

表 3.5 雑工種及び諸雑費に含まれる内容

		労務費	機械運転経費	雑機械器具損料	材料費
雑工種	基礎砕石	敷設・転圧労務	材料投入 締固め機械	—	砕石材料
	均し コンクリート	打設、養生、 型枠製作・ 設置・撤去	電力に関する経費	パイプレータ、ポンプ、 電気ドリル、電気ノコギリ、 シュート・ホッパ等	コンクリート、養生材、 均しコンクリート型枠材 料、はく離剤等
	目地材設置	設置労務	電力に関する経費	電気ドリル、電気ノコギリ等	目地材
	水抜きパイプ	—	—	—	水抜きパイプ
	吸出防止材	設置労務	—	—	吸出防止材
諸雑費	コンクリート 関係	—	電力に関する経費 打設用機械	電気ドリル、 電気ノコギリ等	養生材
	型枠関係	—	持上（下）機械 電力に関する経費	—	型枠材料、 組立支持材、はく離剤等
	足場関係	—	持上（下）機械	—	足場工架設材、 安全ネット等

- 養生は、養生材の被覆、散水養生、皮膜養生程度のものであり、保温養生等特別な養生を必要とする場合は諸雑費率から4%減ずるものとし、養生費を「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。
- コンクリートポンプ車配管打設にて施工する場合で圧送管設置・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工③コンクリート」により別途計上する。なお、コンクリートポンプ車打設の場合のコンクリートの1日当り打設量は80m³を標準とする。
- 人力打設の場合、運搬距離5m以下の小運搬に必要な労務、シュート・ホッパの架設移設等の労務を含む。また、クレーン車打設の場合、運搬バケットへのコンクリート積込及び玉掛作業等を行う機械付補助労務を含む。さらに、コンクリートポンプ車打設の場合、ホースの筒先作業等を行う機械付補助労務を含む。
- 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
- 基礎砕石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
- 雑工種における材料は、種別・規格に関わらず適用できる。ただし、吸出防止材は、点在のものを標準としており、全面及び帯状のものを使用する場合は別途計上する。
- クレーン車打設に使用するトラッククレーン及びクローラクレーンは、賃料とする。また、クレーン車打設に使用するバケット容量は0.6m³を標準とする。
- 擁壁平均高さは、擁壁の前面勾配或いは背面勾配、天端幅、擁壁種類が同一の構造形式のブロックにて判断すること。
- 手摺先行型枠組足場には、二段手摺り及び幅木の機能を有している。

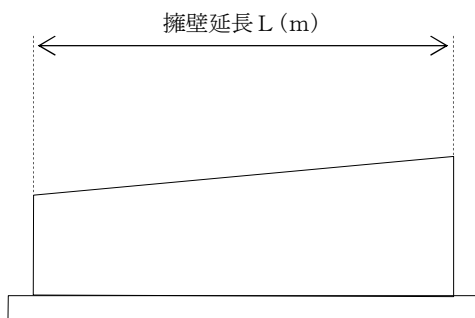
[参考図]

擁壁高さが変化する場合の擁壁平均高さH（m）

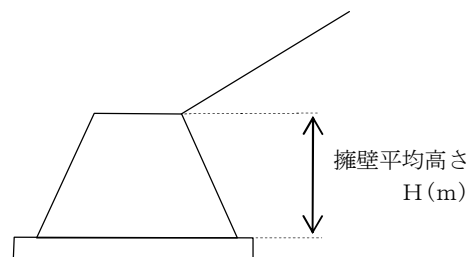
$$H = A / L$$

A = 正面図での擁壁面積（m²）

L = 擁壁延長（m）



擁壁正面図



擁壁断面図

3-2 鉄筋工

鉄筋工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）16. 市場単価①鉄筋工」により別途計上する。

3-3 止水板設置

止水板が必要な場合は「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑥コンクリート継目工」に

より別途計上する。

3-4 裏込砕石

裏込砕石が必要な場合は「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工①基礎・裏込砕石工」により別途計上する。

4. 単価表

(1) 擁壁工10m³当り単価表 [場所打擁壁工(1)]

名 称		規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役			人		表3.4
特 殊 作 業 員			〃		〃
普 通 作 業 員			〃		〃
型 枠 工			〃		〃
と び 工			〃		〃 必要に応じて計上
コ ン ク リ ー ト			m ³		〃 10×(1+補正係数)
コンクリートポンプ車運転 又はトラッククレーン又は クローラクレーン運転			日		〃 必要に応じて計上
圧 送 管 組 立 ・ 撤 去			式	1	(2)単価表 必要に応じて計上
特 別 な 養 生 工			〃	1	必要に応じて計上(注)
雑 工 種	基 礎 砕 石		〃	1	表3.4 必要に応じて計上
	均 しコ ン ク リ ー ト		〃	1	〃 必要に応じて計上
	目 地 材		〃	1	〃 必要に応じて計上
	水 抜 き パ イ プ		〃	1	〃 必要に応じて計上
	吸 出 防 止 材		〃	1	〃 必要に応じて計上
諸 雑 費			〃	1	〃
計					

(注) 特別な養生工については、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。

(2) 圧送管組立・撤去費（場所打擁壁工）10m³当り単価表

名 称		規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員			人	0.46×L/80	
諸 雑 費			式	1	
計					

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

(3) ペーラインコンクリート10m³当り単価表

名 称		規 格	単 位	数 量	摘 要
コ ン ク リ ー ト			m ³		表3.4 10×(1+補正係数)
計					

(4) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	摘要単価表	指 定 事 項
コンクリートポンプ車	ブーム式 90~110m ³ /h	機-20	機械損料1 → コンクリートポンプ車 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 77 機械損料数量 → 1.02
			機械損料2 → コンクリート圧送管 (径125mm) 単位 → m・供用日 数量 → L×1.02
クローラクレーン	油圧駆動式ウィンチ・ ラチスジブ型50t吊	機-27	燃料消費量 → 68

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

⑤ 場所打擁壁工(2)

1. 適用範囲

本歩掛は、重力式擁壁、もたれ式擁壁及び「土木構造物設計マニュアル(案)―土工構造物・橋梁編―」(平成13年9月28日付農政部長通知・農整第560号)(以下「設計マニュアル(案)」という。)に基づき設計された擁壁工のうち、場所打擁壁工(1)の適用範囲を外れた擁壁工(表1.1)のコンクリート打設に適用する。

なお、場所打擁壁工(1)及び上記適用範囲以外の積算は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)」によるものとする。

表1.1 場所打擁壁工(1)の適用範囲を外れた擁壁工

<ul style="list-style-type: none"> ・重力式擁壁 [擁壁平均高さ5mを超えるもの] ・もたれ式擁壁 [擁壁平均高さ1mを超え3m未満のもの、或いは8mを超えるもの] ・逆T型擁壁 [擁壁平均高さ1mを超え3m未満のもの、或いは10mを超えるもの] ・L型擁壁 [擁壁平均高さ1mを超え3m未満のもの、或いは7mを超えるもの] ・重力式擁壁、もたれ式擁壁、逆T型擁壁、L型擁壁以外の形式の現場打擁壁
--

2. 施工歩掛

2-1 擁壁工コンクリート打設歩掛

擁壁工コンクリート打設歩掛は、次表のとおりとする。

表2.1 擁壁工コンクリート打設歩掛 (10m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	
			重力式、もたれ式擁壁等 無筋の擁壁	逆T型、L型擁壁等 鉄筋の擁壁
世 話 役		人	0.15	
特 殊 作 業 員		〃	0.23	
普 通 作 業 員		〃	0.53	
コ ン ク リ ー ト		m ³	10.4	10.2
コンクリートポンプ車運転		日	0.12	
諸 雑 費 率		%	2	

- (注)
1. コンクリートポンプ車の機種については、「④場所打擁壁工(1)、表3.1機種の選定」による。
 2. コンクリートの補正係数は、重力式、もたれ式無筋の擁壁で+0.04、逆T型、L型擁壁等鉄筋の擁壁で+0.02として上表に含めてある。また、ペーラインコンクリートについてはコンクリート材料費のみを別途計上すること。なお、ペーラインコンクリートの材料補正は擁壁本体と同一の数値を用いることとする。
 3. 表2.1には、ホースの筒先作業等を行う機械付補助労務を含む。
 4. 諸雑費は、パイプレタ損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 5. コンクリートポンプ車配管打設にて施工する場合の圧送管の組立・撤去が必要な場合は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)3.コンクリート工③コンクリート」により別途計上する。なお、コンクリートポンプ車打設の場合のコンクリートの1日当り打設量は80m³を標準とする。
 6. 養生工については、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)3.コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。

2-2 型枠工

型枠工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)3.コンクリート工④型枠」により別途計上する。

2-3 足場工

足場工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)14.仮設工⑨鋼製足場」により別途計上する。

2-4 その他

上記以外に必要なものについては、該当する各工種により別途計上する。

3. 単価表

(1) 擁壁工コンクリート打設10m³当り施工単価表 [場所打擁壁工(2)]

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.15	表2.1
特 殊 作 業 員		〃	0.23	〃
普 通 作 業 員		〃	0.53	〃
コ ン ク リ ー ト		m ³		〃 10×(1+補正係数)
コンクリートポンプ車運転	ブーム式 90~110m ³ /h	日	0.12	〃
圧送管組立・撤去		式	1	(2)単価表 必要に応じて計上
養 生 工		〃	1	必要に応じて計上(注)
諸 雑 費		〃	1	表2.1
計				

(注) 養生工については「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により計上する。

(2) 圧送管組立・撤去費(場所打擁壁工) 10m³当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.46×L/80	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	摘要単価表	指 定 事 項
コンクリートポンプ車	ブーム式 90~110m ³ /h	機-20	機械損料1 → コンクリートポンプ車 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 77 機械損料数量 → 1.02
			機械損料2 → コンクリート圧送管 (径125mm) 単位 → m・供用日 数量 → L×1.02

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

⑥ 函渠工(1)

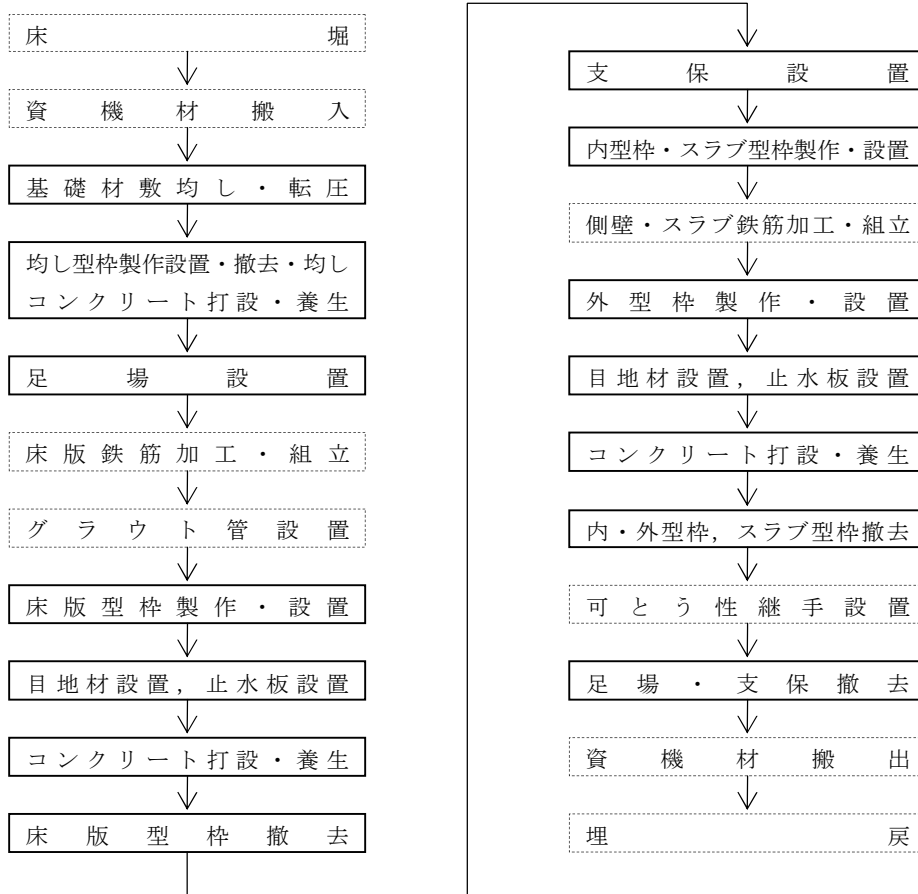
1. 適用範囲

本歩掛は、「土木構造物設計マニュアル(案)―土工構造物・橋梁編―」(平成13年9月28日付農政部長通知・農整第560号)(以下「設計マニュアル(案)」という。)に基づき設計された函渠工(現場打カルバート工)の施工に適用する。

- ・河川工事等で施工する樋門・樋管、水路等には適用しない。
- ・適用はボックスカルバートの1層2連までとし、土被り範囲は9m以下とする。
- ・本項の適用を外れる現場打カルバート工については、函渠工(2)を適用する。
- ・設計マニュアル(案)を適用しない場合の積算は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)」によるものとする。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

2. 基礎材敷均し・転圧, 均し型枠製作設置・撤去, 均しコンクリート打設・養生, 目地材設置, 止水板設置は, 必要に応じて計上する。

3. 施工歩掛

3-1 函渠工

3-1-1 機種を選定

3-1-1-1 コンクリートポンプ車

使用する機械の機種・規格は、表3.1を標準とする。

表3.1 機種を選定

機械名	規格
コンクリートポンプ車	ブーム式90~110m ³ /h

(注) コンクリートポンプ車圧送コンクリートの適用

コンクリートポンプ車圧送コンクリートのスランプ値及び粗骨材の最大寸法は、次表の範囲を標準とする。

表3.2 コンクリートポンプ車圧送コンクリートの標準範囲

スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
8~12	40以下

3-1-2 函渠工歩掛

函渠工歩掛は次表のとおりとする。

図3.1 函渠工歩掛区分

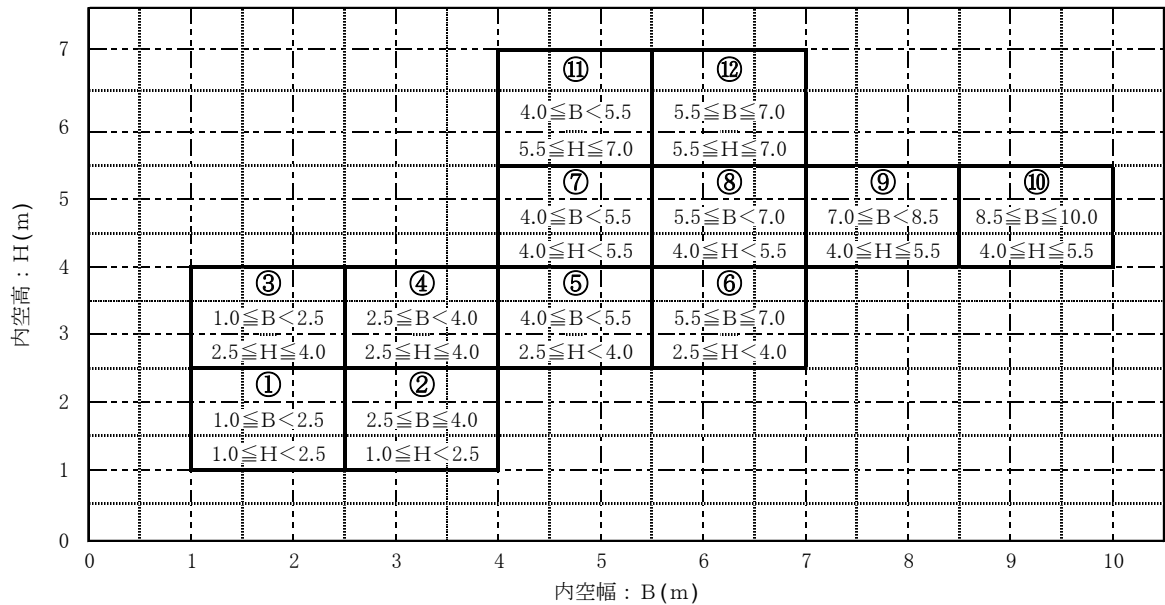


表3.3 函渠工歩掛

(コンクリート10m³当り)

名称	規格	単位	函 渠 工 歩 掛 区 分											
			1.0 ≤ B < 2.5	2.5 ≤ B < 4.0	1.0 ≤ B < 2.5	2.5 ≤ B < 4.0	4.0 ≤ B < 5.5	5.5 ≤ B < 7.0	4.0 ≤ B < 5.5	5.5 ≤ B < 7.0	7.0 ≤ B < 8.5	8.5 ≤ B < 10.0	4.0 ≤ B < 5.5	5.5 ≤ B < 7.0
			1.0 ≤ H < 2.5	1.0 ≤ H < 2.5	2.5 ≤ H ≤ 4.0	2.5 ≤ H ≤ 4.0	2.5 ≤ H < 4.0	2.5 ≤ H < 4.0	4.0 ≤ H < 5.5	4.0 ≤ H < 5.5	4.0 ≤ H < 5.5	4.0 ≤ H < 5.5	4.0 ≤ H ≤ 5.5	5.5 ≤ H ≤ 7.0
世 話 役		人	1.2	1.0	1.2	1.0	0.9	0.8	0.9	0.7	0.7	0.6	0.8	0.7
特殊作業員		人	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
普通作業員		人	4.2	3.7	4.2	3.4	3.0	2.9	3.1	2.6	2.6	2.2	2.9	2.4
型 枠 工		人	5.2	4.4	5.1	4.0	3.4	3.1	3.3	2.6	2.6	2.0	3.0	2.2
と び 工		人	0.7	0.7	0.9	0.8	0.7	0.9	1.1	1.0	1.0	0.8	1.2	1.0
コンクリート		m ³	10.2											
コンクリート ポンプ車運転	ブーム式 90~110m ³ /h	日	0.1											
雑工種率	基礎碎石	%	4.8	5.2	3.6	5.1	5.1	5.6	4.2	4.5	4.3	5.2	3.2	3.9
	均しコン クリート	人	11.7	7.2	4.9	7.1	6.9	6.9	5.4	5.7	5.4	5.1	4.2	5.8
	目地・ 止水板	人	2.1	2.4	2.1	2.6	2.9	3.1	2.8	3.3	3.3	4.0	3.0	3.6
諸雑費率	一般足場	人	26.3	26.2	28.5	28.1	26.7	28.4	33.0	33.3	33.2	33.3	34.2	34.8
	手摺先行型 枠組足場	人	30.1	29.9	34.1	33.4	30.8	33.7	38.5	38.7	38.2	38.6	40.5	40.7

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠製作設置・撤去、足場・支保設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
 2. 設計数量は、ウィング、段落防止用枕を含む本体コンクリートの数量とする。
 3. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
 4. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
 5. 雑工種・諸雑費率は、次表に示す内容の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 6. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

表 3.4 雑工種及び諸雑費に含まれる内容

		労務費	機械運転経費	雑機械器具損料	材料費
雑 工 種	基礎砕石	敷設・転圧労務	材料投入 締固め機械	—	砕石材料
	均しコンクリート	打設, 養生, 型枠製作・ 設置・撤去労務	打設用機械 電力に関する経費	パイプレータ, ポンプ, バケツ等	コンクリート, 養生材, 均し型枠材料等
	目地・止水板	設置労務	—	—	目地・止水板材料
諸 雑 費	コンクリート関係	—	電力に関する経費	パイプレータ, ポンプ等	養生材
	型枠関係	—	持上(下)機械 電力に関する経費	電気ドリル, 電気ノコギリ等	型枠材料, 組立支持材, 剥離剤等
	足場関係	—	持上(下)機械	—	足場工仮設材, 安全ネット等
	支保関係	—	持上(下)機械	—	足場工仮設材, 安全ネット等

7. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被膜養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生を必要とする場合は諸雑費率から2.0%減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。
8. 基礎砕石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
9. コンクリートポンプ車配管打設にて施工する場合で圧送管設置・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工③コンクリート」により別途計上する。なお、コンクリートポンプ車打設の場合のコンクリートの1日当り打設量は102 m³を標準とする。
10. 雑工種における材料は、種別・規格に関わらず適用できる。ただし、目地・止水板についてはI型を標準としており、I型以外の形状の目地・止水板を使用する場合は、別途計上する。
11. 可とう性継手、取替式止水板及びグラウト管等を施工する場合は、別途計上する。
12. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
13. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
14. 1層2連の考え方は、下表のとおりである。

表 3.4 1層2連の場合

	適用する歩掛区分
同一断面の場合	1連分のB, Hで決定
異形断面の場合	大きい断面のB, Hで決定

3-2 鉄筋工

鉄筋工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）16. 市場単価①鉄筋工」により別途計上する。

4. 単価表

(1) 函渠工10m³当り単価表 [函渠工(1)]

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表3.3
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
型 枠 工		〃		〃
と び 工		〃		〃
コ ン ク リ ー ト		m ³	10.2	〃 10×(1+補正係数)
コンクリートポンプ車運転	ブーム式	日	0.1	〃
圧送管組立・撤去		m ³	10	(2)単価表 必要に応じて計上
特 別 な 養 生 工		〃	10	必要に応じて計上(注)
雑 工	基 礎 砕 石	式	1	表3.3 必要に応じて計上
	均 し コ ン ク リ ー ト	〃	1	〃 必要に応じて計上
	目 地 材	〃	1	〃 必要に応じて計上
諸 雑 費		〃	1	〃
計				

(注) 特別な養生工については、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。

(2) 圧送管組立・撤去費(場所打擁壁工) 10m³当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.46×L/102	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	摘要単価表	指 定 事 項
コンクリートポンプ車	ブーム式 90~110m ³ /h	機-20	機械損料1 → コンクリートポンプ車 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 78 機械損料数量 → 0.95
			機械損料2 → コンクリート圧送管 (径125mm) 単位 → m・供用日 数量 → L×0.95

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

⑦ 函渠工(2)

1. 適用範囲

本歩掛は、「土木構造物設計マニュアル(案)―土工構造物・橋梁編―」(平成13年9月28日付農政部長通知・農整第560号)(以下「設計マニュアル(案)」という。)に基づき設計された函渠工のうち、函渠工(1)の適用範囲を外れた函渠工及び「土木構造物設計マニュアル(案)―樋門編―」(平成17年3月17日付農政部長通知・農整第825号)に基づき設計された函渠工(表1.1)のコンクリート打設に適用する。

なお、函渠工(1)及び上記適用範囲以外の積算は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)」によるものとする。

表1.1 函渠工(1)の適用範囲を外れた函渠工

河川工事等で施工する函渠	道路工事で施工する函渠
・ 樋門・樋管(函渠(門柱等含む)、翼壁、水叩)、ボックス形式の水路等	・ ボックスカルバート以外の函渠 ・ 1連または1層2連以外の函渠 ・ 土被りが9mを超える函渠 ・ 「函渠工(1)図3.1 函渠工歩掛区分」の適用範囲を外れる函渠

2. 施工歩掛

2-1 函渠工コンクリート打設歩掛

函渠工コンクリート打設歩掛は、次表のとおりとする。

表2.1 函渠工コンクリート打設歩掛

(10m³当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人	0.10	
特殊作業員		〃	0.19	
普通作業員		〃	0.58	
コンクリート		m ³	10.2	
コンクリートポンプ車運転	ブーム式90~110m ³ /h	日	0.1	
諸雑費率		%	1	

- (注) 1. コンクリートポンプ車の機種については、「⑥函渠工(1)、表3.1機種を選定」による。
 2. 設計数量は、ウィング、段落防止用枕を含む本体コンクリートの数量とする。
 3. コンクリートの補正係数は、+0.02として上表に含めてある。
 4. 上表には、ホースの筒先作業等を行う機械付補助労務を含む。
 5. 諸雑費は、パイプレタ損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 6. コンクリートポンプ車配管打設にて施工する場合の圧送管の組立・撤去が必要な場合は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工③コンクリート」により別途計上する。なお、コンクリートポンプ車打設の場合のコンクリートの1日当り打設量は102m³を標準とする。
 7. 養生工については、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。

2-2 型枠工

型枠工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工④型枠」により別途計上する。

2-3 鉄筋工

鉄筋工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 16. 市場単価①鉄筋工」により別途計上する。

2-4 足場工

足場工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 14. 仮設工⑨鋼製足場」により別途計上する。

2-5 支保工

支保工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 14. 仮設工⑩支保工」により別途計上する。

2-6 その他

上記以外に必要なものについては、該当する各工種により別途計上する。

3. 単価表

(1) 函渠工コンクリート打設10m³当り施工単価表 [函渠工(2)]

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.10	表2.1
特 殊 作 業 員		〃	0.19	〃
普 通 作 業 員		〃	0.58	〃
コ ン ク リ ー ト		m ³	10.2	〃 10×(1+補正係数)
コンクリートポンプ車運転	ブーム式 90~110m ³ /h	日	0.1	〃
圧送管組立・撤去		m ³	10	(2)単価表 必要に応じて計上
養 生 工		〃	10	(注)
諸 雑 費		式	1	表2.1
計				

(注) 養生工については「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により計上する。

(2) 圧送管組立・撤去費(函渠工) 10m³当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.46×L/102	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	摘要単価表	指 定 事 項
コンクリートポンプ車	ブーム式 90~110m ³ /h	機-20	機械損料1 → コンクリートポンプ車 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 78 機械損料数量 → 0.95
			機械損料2 → コンクリート圧送管 (径125mm) 単位 → m・供用日 数量 → L×0.95

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

3 コンクリート工

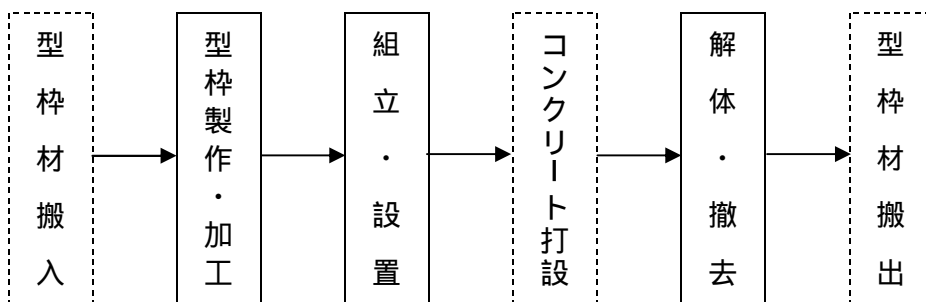
型枠工（省力化構造）

1. 適用範囲

本歩掛は、「土木構造物設計マニュアル（案）―樋門編―」（平成 17 年 3 月 17 日付農政部長通知・農整第 825 号）に基づき設計された函渠，胸壁・しゃ水壁，門柱・ゲート操作台，翼壁のうち，平均設置高 3 0 m 以下の型枠工（円形型枠，化粧型枠を除く）に適用する。

なお，上記適用範囲以外の積算は，「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工④型枠」によるものとする。

2. 施工概要



（注）本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

3. 施工歩掛

型枠の製作・設置・撤去歩掛は，次表のとおりとする。

表 3. 1 施工歩掛

（100 m²当り）

名 称	単 位	鉄筋構造物
世 話 役	人	3. 2
型 枠 工	〃	1 4. 5
普 通 作 業 員	〃	6. 1
諸 雑 費 率	%	2 1. 0

（注） 1. 上記歩掛は，半径 5 m 以下の円形部分には適用しない。

2. 上記歩掛は，はく離剤塗布及びケレン作業を含む。

3. 諸雑費は，型枠用合板，さん木，洋釘，電気ドリル，電気ノコギリ，鋼製型枠損料，電力に関する経費，組立支持材及びはく離剤等の費用及び仮設材の持上（下）げ機械に要する費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

4. 水抜きパイプの設置は，別途考慮する。

4 基礎工

①基礎ルーフィング

1. 適用範囲

本歩掛は、コンクリート水路等の基礎に使用するアスファルトルーフィングを用いた作業に適用する。

2. 施工歩掛

基礎ルーフィング敷設歩掛は次表とする。

表2.1 基礎ルーフィング敷設歩掛 (16㎡当たり)

名 称	単 位	数 量
普通作業員	人	0.016

3. 使用材料

基礎ルーフィングに用いるアスファルトルーフィングの規格、数量は次表を標準とする。

表3.1 基礎ルーフィング数量表

名 称	規 格	単 位	数 量
アスファルトルーフィング	JIS A6005 1500, 1×16 m	巻	1.04

(注) 1. ルーフィングにはロスを含む。

4. 単価表

基礎ルーフィング16㎡当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
アスファルトルーフィング	JIS A6005 1500, 1×16 m	巻	1.04	表3.1
普通作業員		人	0.016	表2.1
計				

5 河川・水路工

①水抜きパイプ取付

1. 適用範囲

本歩掛は、コンクリート構造物の水抜きパイプ取付作業に適用する。

なお、この歩掛で取り扱う水抜きパイプとは、硬質塩化ビニール管（VP、VU）及びウィープホール（フィルターなし）である。

2. 施工歩掛

水抜きパイプ取付歩掛は次表とする。

表 2. 1 水抜きパイプ取付歩掛 (10箇所当たり)

歩掛区分 (施工区分)	設置区分	規 格 (mm)	世 話 役 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費 (%)
(型枠及び鉄筋)	側 壁	75以下	0.02	0.18	—
	底 版	75以下	0.03	0.32	
(箱 抜)	側 壁	75以下	0.07	0.68	6
		75以下	0.04	0.42	10
	底 版	100以下	0.09	0.86	5

(注) 1. 歩掛区分は下記による。

I：壁部で型枠にセットする場合、又は底版部で鉄筋等に固定する場合

II：箱抜きされた箇所にセットする場合

2. 取付に伴う材料の移動手間を含む。

3. 諸雑費は、箱抜き箇所の充填用モルタル等の費用で、労務費（普通作業員のみ）に上表の率を乗じた金額を計上する。

4. ウィープホールでフィルターが必要な場合には本歩掛は適用できないので、「農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）6. 河川・水路工①ウィープホール取付」による。

3. 単価表

水抜きパイプ取付10箇所当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
水抜き用資材		個	10	
土木一般世話役		人	表2.1	表2.1
普通作業員		〃	表2.1	〃
諸雑費		式	1	〃
計				

6 管水路工

①硬質塩化ビニル管人力布設（RR 5 m）

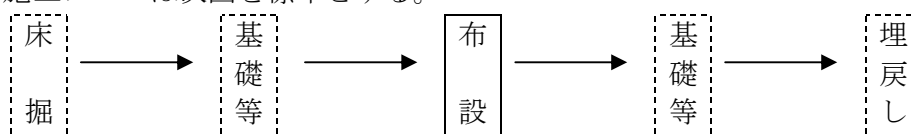
1. 適用範囲

本歩掛は、硬質塩化ビニル管のうち、ゴム輪受口片受け直管（VP管RR 5 mもの）の人力布設に適用する。

なお、本歩掛にはソケット、エルボ、チーズ等の継手材接合労務を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。

2. 施工概要

施工フローは次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

3-1 布設歩掛

布設歩掛は次表を標準とする。

表 3. 1 RR 5 m管人力布設歩掛

（10 m当たり）

呼び径 (mm)	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料費 (%)
50	0.07	0.11	0.15	2.0
75	0.08	0.12	0.17	
100	0.08	0.12	0.17	
125	0.09	0.13	0.19	
150	0.09	0.13	0.19	
200	0.10	0.16	0.22	

（注）1. ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。

2. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。

なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。

3-2 管本数

10 m当たりの管本数（N）は、次式を標準とする。

$$N = (10.0 - \text{継手材延長}(0.25)) / \text{管1本当たり長さ} \dots\dots \text{(式 3. 1)}$$

（小数点以下3位四捨五入2位止め）

4. 単価表

硬質塩化ビニル管（RR 5 m）人力布設10 m当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
硬質塩化ビニル管	VP管, RR片直 〇〇, L=5m	本	N	式 3. 1
雑材料費		式	1	表 3. 1
土木一般世話役		人	表 3. 1	〃
特殊作業員		〃	表 3. 1	〃
普通作業員		〃	表 3. 1	〃
計				

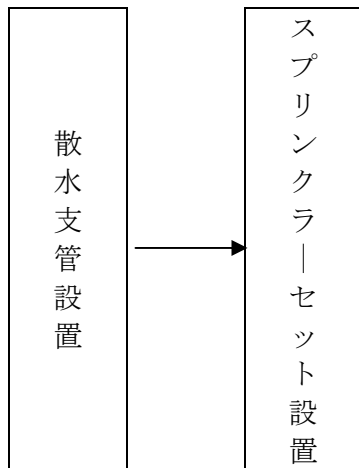
②地表定置式畑地かんがい施設設置工

1. 適用範囲

本歩掛は、地表定置式畑地かんがい施設の散水支管及びスプリンクラーセットの設置に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



3. 施工歩掛

施工歩掛は、以下を参考とする。

表3.1 散水支管（ポリエチレン管）設置歩掛 (100m 当たり)

項目	名称	歩掛
労務	普通作業員	0.57人

(注) 施工に伴う材料の移動手間を含む。

表3.2 スプリンクラーセット設置歩掛 (10本 当たり)

項目	名称	歩掛
労務	普通作業員	0.38人

(注) 1. ライザー管は、20mm を標準とする。

2. 施工に伴う材料の移動手間を含む。

7 道路工

①路床置換工

1 路床置換材料の設計数量

路床置換材料の設計数量は、次式により算定する。

$$100 \text{ m}^2 \text{ 当たり路床置換材設計数量 (m}^3\text{)} = 100 \times \text{設計厚 (m)} \times \left[\frac{\text{設計密度 (kg/m}^3\text{)}}{\text{現場着単位体積重量 (kg/m}^3\text{)}} + \text{補正率} \right] \dots\dots \text{(式 1.1)}$$

ここで、設計密度、現場着単位体積重量及び補正率は表 1. 1 による。

表 1. 1 路床置換材料ごとの設計密度、現場着単位体積重量、補正率表

工種	材 料	設計密度(kg/m ³)	現場着単位体積重量(kg/m ³)	補正率
路床置換工	シラス	1, 0 8 0	1, 1 3 0	0. 1 0
	砂	1, 5 7 0	1, 3 5 0	0. 1 2
	コーラル	1, 6 0 0	1, 3 7 0	0. 1 0

(注) 設計密度、現場着単位体積重量において、上表と著しく差がある場合には別途調査して決定すること。

2. 一般道路

2-1 適用範囲

本歩掛は、シラス、砂、コーラルを用いた施工幅 4. 0 m 以上の路床をブルドーザで敷均し、タイヤローラにより締固める作業、またはブルドーザによる敷均し締固め作業に適用する。

2-2 機種を選定

機種を選定は次表を標準とする。

表 2. 1 機種を選定

材料区分	適用区分	作業内容	対象土量(m ³)	機 種	規 格	台 数
シラス	標準	敷均し	10,000 未満	ブルドーザ	普通・15 トン	1
			10,000 以上	ブルドーザ	普通・21 トン	1
		締固め	—	タイヤローラ	8~20 トン	1
	標準以外	敷均し締固め	10,000 未満	ブルドーザ	普通・15 トン	1
10,000 以上	ブルドーザ		普通・21 トン	1		
砂	標準以外	敷均し締固め	10,000 未満	ブルドーザ	普通・15 トン	1
			10,000 以上	ブルドーザ	普通・21 トン	1
コーラル	標準	敷均し	10,000 未満	ブルドーザ	普通・15 トン	1
			10,000 以上	ブルドーザ	普通・21 トン	1
		締固め	—	タイヤローラ	8~20 トン	1
	標準以外	敷均し	10,000 未満	ブルドーザ	普通・15 トン	1
10,000 以上	ブルドーザ		普通・21 トン	1		

(注) 1. 適用区分「標準」の場合のブルドーザとタイヤローラは組合せ機械として用いる。

2. 適用区分の選定は表 2. 2 による。

3. 機械の規格は、全て「排出ガス対策型（第 1 次基準値）」である。

表 2. 2 適用区分の選定

適用区分	現 場 条 件
標 準	ブルドーザで敷均し，タイヤローラで締固める作業に適用する。
標準以外	ブルドーザにより，敷均し締固め作業を行う場合に適用する。

2-3 日当たり施工量

2-3-1 シラス及びコーラルを路床置換材に使用する場合

シラス及びコーラルを用いた路床置換工における日当たり施工量は，次表を標準とする。

表 2. 3 日当たり施工量（シラス及びコーラルの場合） (m²)

施工厚(cm)	適用区分	機械区分 (普通バル)	作 業 条 件			
			標 準 作 業		障 害 あ り	
			ブルドーザ	タイヤローラ	ブルドーザ	タイヤローラ
30	標準	15トン	1800	1933	933	533
		21トン	2567		1500	
	標準以外	15トン	800	-	433	-
		21トン	1200		500	
35	標準	15トン	1543	1657	800	457
		21トン	2200		1286	
	標準以外	15トン	686	-	371	-
		21トン	1029		429	
40	標準	15トン	1350	1450	700	400
		21トン	1925		1125	
	標準以外	15トン	600	-	325	-
		21トン	900		375	
45	標準	15トン	1200	1289	622	356
		21トン	1711		1000	
	標準以外	15トン	533	-	289	-
		21トン	800		333	
50	標準	15トン	1080	1160	560	320
		21トン	1540		900	
	標準以外	15トン	480	-	260	-
		21トン	720		300	

(注) 1. 作業条件の内容は下記による。

標準作業：施工幅 4.0 m 以上で，作業現場が広く，かつ作業障害が少ない場合。

障害あり：施工幅 4.0 m 以上で，作業現場が狭い，または作業障害が多い場合。

2-3-2 砂を路床置換材に使用する場合

砂を用いた路床置換工における日当たり施工量は、次表を標準とする。

表2.4 日当たり施工量(砂の場合) (m³)

施工厚(cm)	作業条件			
	標準作業		障害あり	
	普通ブル15トン	普通ブル21トン	普通ブル15トン	普通ブル21トン
35	686	1029	371	429
40	600	900	325	375
45	533	800	289	333
50	480	720	260	300
55	436	655	236	273

(注) 1. 作業条件の内容は下記による。

標準作業：施工幅4.0m以上で、作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合。

障害あり：施工幅4.0m以上で、作業現場が狭い、または作業障害が多い場合。

2. ブルドーザにより敷均し締固め作業を行う場合に適用する。

3. ブルドーザの機種選定は、表2.1による。

2-4 労務歩掛

路床置き換え工における労務歩掛は、次表を標準とする。

表2.5 労務歩掛 仕上がり数量100m³当たり

職種	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.3	補助労務

(注) 1. 普通作業員は、施工機械の補助的な作業及び路床置換材の敷均し作業を行う。

3. 狭幅道路

3-1 適用範囲

本歩掛は、シラス、砂、コーラルを用いた施工幅4.0m未満の路床をブルドーザ又は人力で敷均し、振動ローラにより締固める作業に適用する。

3-2 機種の選定

3-2-1 敷均し締固め用機種の選定は次表を標準とする。

表3.1 敷均し締固め用機種の選定

施工区分	作業内容	施工機械	規格	台数
施工幅2.5m以上 4.0m未満	敷均し	ブルドーザ	普通・3トン 排出ガス対策型(第1次基準値)	1
	締固め	振動ローラ	搭乗式・コンパクト型・3.0~4.0トン 排出ガス対策型(第1次基準値)	1
施工幅1.0m以上 2.5m未満	敷均し	人力		—
	締固め	振動ローラ	搭乗式・コンパクト型・3.0~4.0トン 排出ガス対策型(第1次基準値)	1
施工幅1.0m未満	敷均し	人力		—
	締固め	振動ローラ	ハンドガイド式・0.8~1.1トン	1

3-2-2 施工幅2.5m未満の場合、路床置換材の投入用バックホウの選定は次表を標準とする。

表3.2 投入用バックホウの規格

クローラ型バックホウ・山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）級 排出ガス対策型（第1次基準値）
クローラ型バックホウ・山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）級 排出ガス対策型（第1次基準値）
クローラ型バックホウ・山積1.40m ³ （平積1.00m ³ ）級 排出ガス対策型（第1次基準値）

（注）1. 投入用バックホウの規格選定は、道路工本体で使用する規格に準じる。

3-3 日当たり施工量

3-3-1 敷均し、締固め用機械及び補助又は敷均し労務

路床置換工における敷均し、締固め用機械及び補助又は敷均し労務の日当たり施工量は、次表を標準とする。

表3.3 敷均し、締固め用機械の日当たり施工量及び補助又は敷均し労務人数

施工区分	土質区分	敷均し用機械 (m ³ /日)	締固め用機械 (m ³ /日)	補助、又は敷均し労務 (人/100m ³)
施工幅2.5m以上4.0m未満	—	130	100	0.30
施工幅1.0m以上2.5m未満	砂、砂質土	—	100	6.80
	粘質土、礫質土	—	100	8.50
施工幅1.0m未満	砂、砂質土	—	55	6.80
	粘質土、礫質土	—	55	8.50

（注）1. 施工機械の選定は、表3.1による。
2. 補助、又は敷均し労務は普通作業員とする。

3-3-2 投入用機械

投入用バックホウの100m³当たり施工日数は、次表を標準とする。

表3.4 投入用機械の施工日数 (100m³当たり)

規格	施工量
クローラ型バックホウ・山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）級	0.6
クローラ型バックホウ・山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）級	0.3
クローラ型バックホウ・山積1.40m ³ （平積1.00m ³ ）級	0.2

3-3-3 投入用機械の施工日数補正

投入用機械の施工日数は次式により補正する。

$$\text{補正係数} = \frac{\text{自然状態}(1.0)}{\text{締固めた状態}(C)}$$

(小数点以下3位四捨五入) …………… (式3.1)

（注）Cは、土地改良事業等請負工事標準歩掛 1. 土工 ①共通事項 2. 土量換算係数による。

4 単価表

(1) 一般道路・路床置換工 100 m²当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
路床置換材		m ³		式1. 1
ブルドーザ運転	普通 15 トン, 21 トン	日	100/D	表2. 3, 表2. 4
タイヤローラ運転	8~20 トン	日	100/D	表2. 3 (標準の場合)
普通作業員		人		式1. 1, 表2. 5
計				

(注) 1. D : 日当たり施工量 (表2. 3, 2. 4)

2. 路床置換材にシラスを用いる場合は, 運搬費を別途計上すること。

(2) 路床置換工 (狭幅道路) 100 m²当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
路床置換材		m ³		式1. 1
普通作業員		人	100 m ² 当たり置換材数量 × 100m ³ 当たり労務員数 / 100	式1. 1, 表3. 3
ブルドーザ運転	普通 3 トン	日	100/D × 機械損料 × 100 m ² 当たり置換材数量 / 100	式1. 1, 表3. 3 施工幅 2.5m 以上の 場合
振動ローラ運転	搭乗式・ コンパクト型 3.0~4.0 トン	日	100/D × 機械損料 × 100 m ² 当たり置換材数量 / 100	式1. 1, 表3. 3 施工幅 1.0m 以上 2.5m 未満の場合
	ハトガト式 0.8~1.1 トン	日	100/D × 機械損料 × 100 m ² 当たり置換材数量 / 100	式1. 1, 表3. 3 施工幅 1.0m 未満の 場合
締固め機種軽油		L	燃料消費量 × 100 / 日当り 施行面積 × 100 m ² 当たり 置換材数量 / 100	式1. 1, 表3. 3
バックホウ運転	クローラ型	日	100m ³ 当たりバックホウ 施工日数 × 補正係数 × 機 械損料 × 100 m ² 当たり置 換材数量	式1. 1, 表3. 4 式3. 1 施工幅 2.5m 未満の 場合
バックホウ軽油		L	100m ³ 当たりバックホウ 施工日数 × 燃料消費量 × 100 m ² 当たり置換材数量	式1. 1, 表3. 4
特殊作業員		人	100m ³ 当たりバックホウ 施工日数 × 100 m ² 当たり 置換材数量	式1. 1, 表3. 4
計				

(注) 1. D : 日当たり施工量 (表3. 3)

2. 路床置換材にシラスを用いる場合は, 運搬費を別途計上すること。

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ブルドーザ (敷均し)	普通 15 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 113 機械損料数量 → 1.55
ブルドーザ (敷均し締固め)	普通 15 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 112 機械損料数量 → 1.55
ブルドーザ (敷均し)	普通 21 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 165 機械損料数量 → 1.55
ブルドーザ (敷均し締固め)	普通 21 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 181 機械損料数量 → 1.55
タイヤローラ (締固め)	8~20 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 38 機械賃料数量 → 1.36
ブルドーザ (敷均し)	普通 3 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 29 機械損料数量 → 1.56
振動ローラ (締固め)	搭乗式・コン バインド型 3.0~4.0 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 14 機械損料数量 → 1.60
振動ローラ (締固め)	ハンドガイ ド式 0.8~1.1 t	機-31	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 4.4 機械損料数量 → 1.44
クローラ型 バックホウ (投入)	山積 0.45m ³ 級 (平積 0.35m ³ 級)	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 58 機械損料数量 → 1.38
クローラ型 バックホウ (投入)	山積 0.80m ³ 級 (平積 0.60m ³ 級)	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 108 機械損料数量 → 1.46
クローラ型 バックホウ (投入)	山積 1.40m ³ 級 (平積 1.00m ³ 級)	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 168 機械損料数量 → 1.33

②路床工（しゃ断層）

1 適用範囲

本歩掛は、シラス、砂等を用いた施工幅4.0m以上のしゃ断層をブルドーザで敷均し、タイヤローラにより締固める作業、またはブルドーザによる敷均し締固め作業に適用する。

2 しゃ断層材料の設計数量

しゃ断層材料の設計数量は、次式により算定する。

$$100\text{m}^3\text{ 当たりしゃ断層設計数量}(\text{m}^3) = 100 \times \left[\frac{\text{しゃ断層 } 1\text{m}^3\text{ 当たり締固め後の質量}(\text{kg}/\text{m}^3)}{\text{しゃ断層 } 1\text{m}^3\text{ 当たり締固め前の質量}(\text{kg}/\text{m}^3)} + \text{損失率} \right] \dots\dots (\text{式}2.1)$$

ここで、損失率は表2.1による。

表2.1 しゃ断層材料ごとの損失率表

材 料	損失率
シラス	0.10
砂	0.12

3 機種を選定

機種を選定は次表を標準とする。

表3.1 機種を選定

交通区分	適用区分	作業区分	機種	規格	台数
I-1 交通	標準	敷均し	ブルドーザ	普通・15ト	1
			ブルドーザ	普通・21ト	1
		締固め	タイヤローラ	8~20ト	1
	標準以外	敷均し締固め	ブルドーザ	普通・15ト	1
			ブルドーザ	普通・21ト	1
I-2 交通以上	標準	敷均し	ブルドーザ	普通・15ト	1
			ブルドーザ	普通・21ト	1
		締固め	タイヤローラ	8~20ト	1
	標準以外	敷均し締固め	ブルドーザ	普通・15ト	1
			ブルドーザ	普通・21ト	1

- (注) 1. 適用区分「標準」の場合のブルドーザとタイヤローラは組合せ機械として用いる。
 2. 適用区分の選定は表3.2による。
 3. ブルドーザ規格は、路体工で選定した規格とする。
 4. 機械の規格は、全て「排出ガス対策型（第1次基準値）」である。

表3.2 適用区分の選定

適用区分	現 場 条 件
標準	ブルドーザで敷均し、タイヤローラで締固める作業に適用する。
標準以外	ブルドーザにより、敷均し締固め作業を行う場合に適用する。

4 施工歩掛

4-1 日当たり施工量

路床工（しゃ断層）における日当たり施工量は、次表を標準とする。

表4.1 日当たり施工量 (m³)

交通区分	適用区分	機械区分 (普通ブル)	作 業 条 件			
			標 準 作 業		障 害 あ り	
			ブルドーザ	タイヤローラ	ブルドーザ	タイヤローラ
I-1 交通	標 準	15 ^ト	690	1330	350	560
		21 ^ト	980		570	
	標準以外	15 ^ト	410	-	190	-
		21 ^ト	600		250	
I-2 交通 以上	標 準	15 ^ト	540	580	280	160
		21 ^ト	770		450	
	標準以外	15 ^ト	240	-	130	-
		21 ^ト	360		150	

(注) 1. 作業条件の内容は下記による。

標準作業：施工幅4.0m以上で、作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合。

障害あり：施工幅4.0m以上で、作業現場が狭い、または作業障害が多い場合。

4-2 労務歩掛

路床工（しゃ断層）における労務歩掛は、次表を標準とする。

表4.2 労務歩掛 仕上がり数量100m³当たり

交通区分	単位	数 量	摘 要
I-1 交通	人	0.2	補助労務
I-2 交通以上	〃	0.3	〃

(注) 1. 普通作業員は、施工機械の補助的な作業及びしゃ断層の敷均し作業を行う。

4 単価表

(1) 路床工（しゃ断層）100m³当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
しゃ断層材料		m ³		式2.1
ブルドーザ運転	普通15 ^ト 、21 ^ト	日	100/D	表4.1
タイヤローラ運転	8~20 ^ト	日	100/D	表4.1 (標準の場合)
普通作業員		人		表4.2
計				

(注) 1. D：日当たり施工量（表4.1）

2. 路床置換材にシラスを用いる場合は、運搬費を別途計上すること。

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ブルドーザ (敷均し)	普通 15 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 113 機械損料数量 → 1.55
ブルドーザ (敷均し締固め)	普通 15 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 112 機械損料数量 → 1.55
ブルドーザ (敷均し)	普通 21 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 165 機械損料数量 → 1.55
ブルドーザ (敷均し締固め)	普通 21 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 181 機械損料数量 → 1.55
タイヤローラ (締固め)	8~20 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 38 機械賃料数量 → 1.36

③不陸整正工

1 適用範囲

本歩掛は、車道部においてモータグレーダ 3.1m 級を使用し、路床、路盤等の不陸を整正する作業に適用する。

2 施工歩掛

2-1 使用機械

不陸整正に使用する機械は、次表を標準とする。

表 2. 1 使用機械

施工区分	工種	組合せ機械名	規格	単位	数量
車道施工	不陸整正	モータグレーダ	3.1m 級 排出ガス対策型(第1次基準値)	台	1
		ロードローラ	マカダム 10~12t 排出ガス対策型(第1次基準値)	〃	1
		タイヤローラ	8~20t 排出ガス対策型(第1次基準値)	〃	1

2-2 日当たり施工量

不陸整正における日当たり施工量は、次表を標準とする。

表 2. 2 日当たり施工量 (1日・1層当たり)

施工区分	工種	単位	日当たり施工量
車道施工	不陸整正	m ²	1,580

2-3 労務歩掛

不陸整正における労務歩掛は、次表を標準とする。

表 2. 3 労務歩掛 (1層・100 m²当たり)

施工区分	工種	単位	普通作業員
車道施工	不陸整正	人	0.14

(注) 普通作業員は、車道における施工機械の補助的な作業を行う。

3 補足材の使用数量

補足材を必要とする場合の、補足材の使用数量は次式により算定する。

$$\text{使用数量 (m}^3\text{)} = \text{設計数量 (m}^3\text{)} \times (1 + K) \dots\dots\text{式 3. 1}$$

K：補正係数

表 3. 1 補正係数

締固め区分	有	無
粒度調整砕石	0. 2 7	0. 0 6
クラッシャラン	0. 2 7	0. 0 6
高炉スラグ	0. 2 7	0. 0 5
再生粒度調整砕石	0. 2 7	0. 0 6
再生クラッシャラン	0. 2 7	0. 0 6
コーラルリーフ	0. 2 7	0. 0 6

4 単価表

(1) 不陸整正 1 日・1 層当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人	$0.14 \times D$ /100	表 2. 2, 2. 3
補足材		m ³	D × 補足材の 厚さ(m) × (1 + K)	式 3. 1 (補足材有りの場合)
モータグレーダ運転	3.1m 級	日	1	表 2. 1, 表 2. 2
ロードローラ運転	マカダム 10~12 t	〃	1	〃
タイヤローラ運転	8~20 t	〃	1	〃
計				

(注) D：日当たり施工量

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
モータグレーダ	3.1m 級	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 54 機械損料数量 → 1.45
ロードローラ	マカダム 10~12 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 30 機械損料数量 → 1.47
タイヤローラ	8~20 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 36 機械損料数量 → 1.49

④下層路盤工（一般）

1 適用範囲

本歩掛は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装工事で、一層の仕上がり厚さが20cm以下の車道部における下層路盤工に適用する。

2 施工歩掛

2-1 使用機械

下層路盤工に使用する機械は、次表を標準とする。

表2.1 使用機械 (1日当たり)

施工区分	工種	組合せ機械名	規 格	単位	数量
車道施工	下層路盤工	モータグレーダ	3.1m級 排出ガス対策型(第1次基準値)	台	1
		ロードローラ	マカダム 10～12t 排出ガス対策型(第1次基準値)	〃	1
		タイヤローラ	8～20t 排出ガス対策型(第1次基準値)	〃	1

2-2 日当たり施工量

下層路盤工における日当たり施工量は、次表を標準とする。

表2.2 日当たり施工量 (1日・1層当たり)

施工区分	工種	単位	日当たり施工量
車道施工	下層路盤工	m ²	1,110

2-3 労務歩掛

下層路盤工における労務歩掛は、次表を標準とする。

表2.3 労務歩掛 (1層・100m²当たり)

施工区分	工種	単位	普通作業員
車道施工	下層路盤工	人	0.24

(注) 1. 普通作業員は、車道における施工機械の補助的な作業を行う。

2-4 諸雑費

諸雑費は、路盤工での散水に要する費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表2.4 諸雑費率

施工区分	単位	諸雑費率
車道施工	%	9

3 路盤工材料の使用数量

路盤工の使用数量は次式により算定する。

$$\text{使用数量 (m}^3\text{)} = \text{設計数量 (m}^3\text{)} \times (1 + K) \dots\dots\text{式 3. 1}$$

K: 補正係数 (表 3. 1)

表 3. 1 補正係数

路盤材種別	材料割増率
シラス	0. 1 6
クラッシュラン	0. 2 7
高炉スラグ	0. 2 7
コーラルリーフ	0. 4 0
再生クラッシュラン	0. 2 7
碎石ダスト	0. 2 6
山砂	0. 2 6

4 単価表

(1) 下層路盤工 1日・1層当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
路盤材		m ³	D×路盤材の 厚さ(m) × (1 + K)	式 3. 1
普通作業員		人	0.24×D /100	表 2. 2, 表 2. 3
モータグレーダ運転	3.1m 級	日	1	表 2. 1, 表 2. 2
ロードローラ運転	マカダム 10~12 t	〃	1	〃
タイヤローラ運転	8~20 t	〃	1	〃
諸雑費		式	1	表 2. 4
計				

(注) 1. D : 日当たり施工量 (表 2. 2)

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
モータグレーダ	3.1m 級	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 54 機械損料数量 → 1.45
ロードローラ	マカダム 10~12 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 30 機械損料数量 → 1.47
タイヤローラ	8~20 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 36 機械損料数量 → 1.49

⑤上層路盤工（一般）

1 適用範囲

本歩掛は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装工事で、一層の仕上がり厚さが15cm以下の車道部における上層路盤工に適用する。

2 施工歩掛

2-1 使用機械

上層路盤工に使用する機械は、次表を標準とする。

表2.1 使用機械 (1日当たり)

施工区分	工種	組合せ機械名	規格	単位	数量
車道施工	上層路盤工	モータグレーダ	3.1m級 排出ガス対策型(第1次基準値)	台	1
		ロードローラ	マカダム 10～12t 排出ガス対策型(第1次基準値)	〃	1
		タイヤローラ	8～20t 排出ガス対策型(第1次基準値)	〃	1

2-2 日当たり施工量

上層路盤工における日当たり施工量は、次表を標準とする。

表2.2 日当たり施工量 (1日・1層当たり)

施工区分	工種	単位	日当たり施工量
車道施工	上層路盤工	m ²	1,110

2-3 労務歩掛

上層路盤工における労務歩掛は、次表を標準とする。

表2.3 労務歩掛 (1層・100m²当たり)

施工区分	工種	単位	普通作業員
車道施工	上層路盤工	人	0.24

(注) 1. 普通作業員は、車道における施工機械の補助的な作業を行う。

2-4 諸雑費

諸雑費は、路盤工での散水に要する費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表2.4 諸雑費率

施工区分	単位	諸雑費率
車道施工	%	9

3 路盤工材料の使用数量

路盤工の使用数量は次式により算定する。

$$\text{使用数量 (m}^3\text{)} = \text{設計数量 (m}^3\text{)} \times (1 + K) \dots\dots\text{式 3. 1}$$

K: 補正係数 (表 3. 1)

表 3. 1 補正係数

路盤材種別	材料割増率
粒度調整碎石	0. 2 7
クラッシャラン	0. 2 7
高炉スラグ	0. 2 7
再生粒度調整碎石	0. 2 7
再生クラッシャラン	0. 2 7

4 単価表

(1) 上層路盤工 1日・1層当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
路盤材		m ³	D×路盤材の 厚さ(m) × (1+K)	式 3. 1
普通作業員		人	$0.24 \times D$ /100	表 2. 2, 表 2. 3
モータグレーダ運転	3.1m 級	日	1	表 2. 1, 表 2. 2
ロードローラ運転	マカダム 10~12 t	〃	1	〃
タイヤローラ運転	8~20 t	〃	1	〃
諸雑費		式	1	表 2. 4
計				

(注) D : 日当たり施工量 (表 2. 2)

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
モータグレーダ	3.1m 級	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 54 機械損料数量 → 1.45
ロードローラ	マカダム 10~12 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 30 機械損料数量 → 1.47
タイヤローラ	8~20 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 36 機械損料数量 → 1.49

⑥路盤工（歩道部）

1 適用範囲

本歩掛は、歩道部等のアスファルト舗装及びコンクリート舗装工事で、一層の仕上がり厚さが20cm以下の路盤工に適用する。

また、車道部での管水路工事における路盤工の復旧にも適用できる。

ただし、道路縦断開削時における「全面復旧」及び「2車線道路の半復旧」には適用できない。

2 施工歩掛

2-1 使用機械

路盤工に使用する機械は、次表を標準とする。

表 2. 1 使用機械 (1日当たり)

施工区分	工 種	組合せ機械名	規 格	単位	数量
歩道施工	路 盤 工	振動ローラ	搭乗式, コンバインド型 3~4 t 排出ガス対策型(第1次基準値)	台	1
		小型バックホウ	クローラ型 山積 0.11m ³ (平積 0.08m ³) 排出ガス対策型(第2次基準値)	〃	1

(注) 1. 振動ローラ及び小型バックホウは賃料とする。

2-2 日当たり施工量

路盤工における日当たり施工量は、次表を標準とする。

表 2. 2 日当たり施工量 (1日・1層当たり)

施工区分	工 種	単位	日当たり施工量
歩道施工	路 盤 工	m ²	268

2-3 労務歩掛

路盤工における労務歩掛は、次表を標準とする。

表 2. 3 労務歩掛 (1層・100 m²当たり)

施工区分	工 種	単位	普通作業員	特殊作業員
歩道施工	路盤工	人	1.00	0.41

(注) 1. 普通作業員は、車道における施工機械の補助的な作業及び歩道における路盤材の敷均し作業を行う。

2. 特殊作業員は、歩道における締固め作業の補助的な作業（タンパ）を行う。

2-4 諸雑費

諸雑費は、路盤工での散水及び歩道施工における補助機械に要する費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 2. 4 諸雑费率

施工区分	単位	諸雑费率
歩道施工	%	3

3 路盤工材料の使用数量

路盤工の使用数量は次式により算定する。

$$\text{使用数量 (m}^3\text{)} = \text{設計数量 (m}^3\text{)} \times (1 + K) \dots\dots\text{式 3. 1}$$

K：補正係数（表 3. 1）

表 3. 1 補正係数

路盤材種別	材料割増率
粒度調整碎石	0. 2 7
クラッシャラン	0. 2 7
高炉スラグ	0. 2 7
再生粒度調整碎石	0. 2 7
再生クラッシャラン	0. 2 7
シラス	0. 1 6
コーラルリーフ	0. 4 0

4 単価表

(1) 路盤工（歩道部） 1日・1層当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
路盤材		m ³	D×路盤材の 厚さ(m) × (1 + K)	式 3. 1
特殊作業員		人	$\frac{0.41 \times D}{100}$	表 2. 2, 表 2. 3
普通作業員		人	$\frac{1.00 \times D}{100}$	表 2. 2, 表 2. 3
振動ローラ運転	搭乗式・コンバインド型 3~4 t	日	1	表 2. 1, 表 2. 2
小型バックホウ運転	クローラ型 山積 0.11m ³ (平積 0.08m ³)	日	1	表 2. 1, 表 2. 2
諸雑費		式	1	表 2. 4
計				

(注) 1. D：日当たり施工量（表 2. 2）

(2) 機械運転単価表

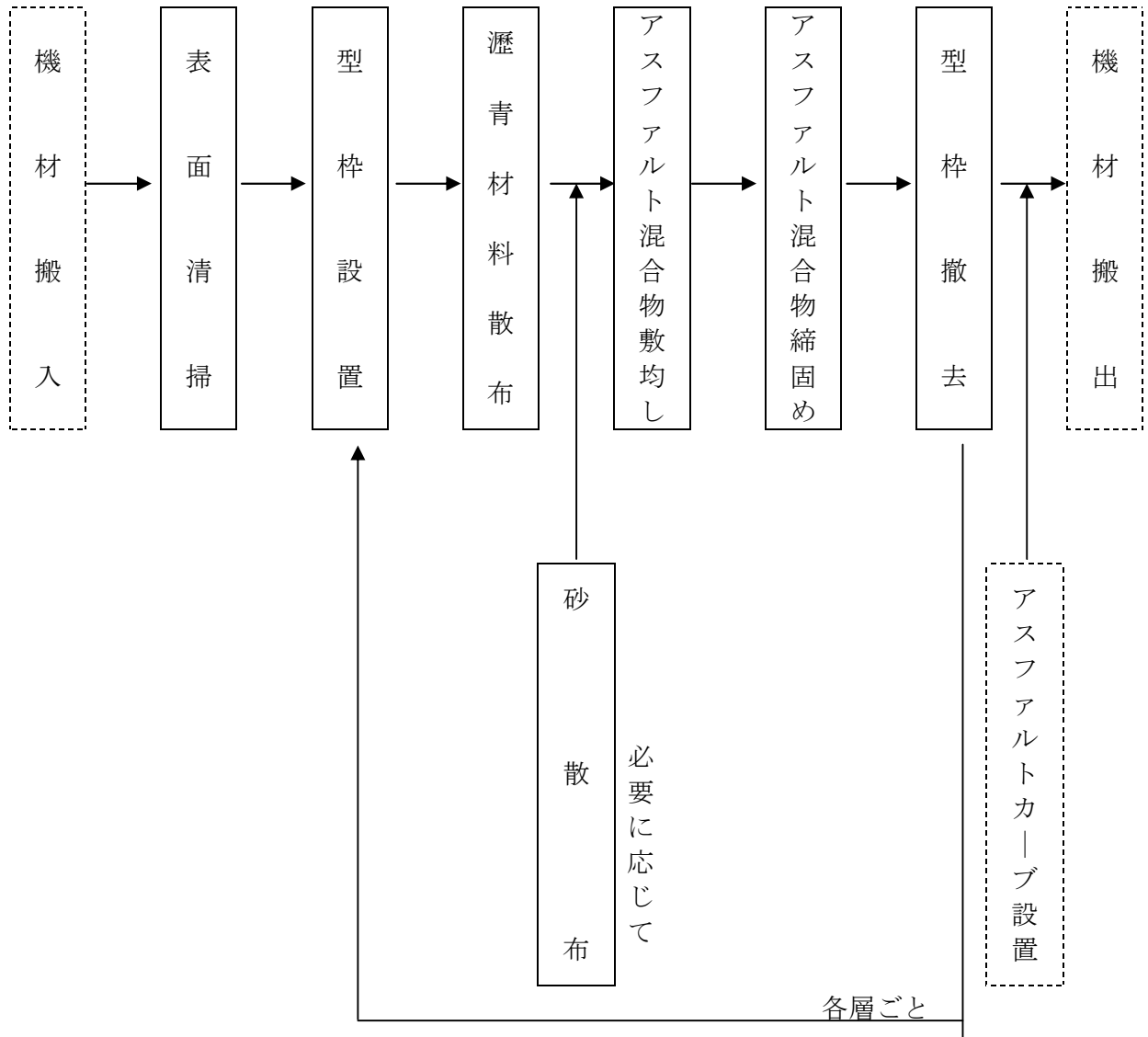
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
振動ローラ	搭乗式・ コンバインド型 3~4 t	機- 2 8	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 11 機械賃料数量 → 1.52
小型バックホウ	クローラ型 山積 0.11m ³ (平積 0.08m ³)	機- 2 8	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 22 機械賃料数量 → 1.80

⑦アスファルト舗装工（一般）

1. 適用範囲

本歩掛は、設計舗設幅が 1.4 m以上の一般道路等のアスファルト舗装工に適用する。

2. 施工概要



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. アスファルト混合物材料の設計数量

アスファルト混合物材料の設計数量は、次式により算定する。

$$1 \text{ 日 (D m}^2\text{) 当たりアスファルト混合物材料の設計数量 (t)} \\ = 1 \text{ 日当たり施工量 (D) } \times \text{設計舗装厚さ (m) } \times \text{アスファルト混合物の締固め後密度} \\ (\text{t/m}^3) \times (1 + \text{補正係数(表 3. 1)})$$

表 3. 1 加熱アスファルト混合物の補正係数

車道及び路肩	+0.07
歩道	+0.10

4. 機種を選定

機種を選定は次表を標準とする。

表 4. 1 機種を選定

(1日・1層当たり)

適用範囲		作業内容	機種	規格	台数	
施工幅が 1.4m 以上 3.0m 以下	車道及び路肩	敷均し	アスファルト フィニッシャ	ホイール型 1.4～3.0m 級	1	
	歩道			クローラ型 1.4～3.0m 級	1	
	車道及び路肩	締固め	振動ローラ	搭乗式コンバインド型 3～4t 級 排出ガス対策型 (第1次基準値)	1	
	歩道					
施工幅が 3.0m を越える	車道及び路肩	敷均し	アスファルト フィニッシャ	ホイール型 2.4～6.0m 級	1	
	歩道			クローラ型 2.4～4.5m 級	1	
	車道及び路肩	締固め	ロードローラ	マカダム 10～12t 級 排出ガス対策型 (第1次基準値)	1	
				タイヤローラ	8～20t 級 排出ガス対策型 (第1次基準値)	1
				振動ローラ	搭乗式コンバインド型 3～4t 級 排出ガス対策型 (第1次基準値)	1

(注) 1. アスファルトフィニッシャ, ロードローラ, タイヤローラ及び振動ローラは組合せ機械として使用する。

2. 振動ローラは賃料とする。

5. 舗設作業歩掛

5-1 舗設作業の日当たり施工量は次表を標準とする。

表 5. 1 1日当たり施工量

(m²/日・1層当たり)

適用範囲	作業区分	日当たり 施工量
舗設幅が 1.4m 以上 3.0m 以下	車道及び路肩	1, 300
	歩道	940
舗設幅が 3.0m を超える	車道及び路肩	2, 300
	歩道	1, 000

5-2 編成人員

舗設作業における編成人員は、次表を標準とする。

表5.2 編成人員 (1日・1層当たり)

名 称	単 位	適用範囲		
		車道及び路肩		歩 道
		施工幅が 1.4m 以上 3.0m 以下	施工幅が 3.0m を越える	施工幅が 1.4m 以上
世 話 役	人	1	1	1
特 殊 作 業 員	人	3	3	3
普 通 作 業 員	人	5	6	5

6. 瀝青材料の散布量

瀝青材料舗設面積100㎡当たり散布量は、次表のとおりとする。

表6.1 瀝青材料の舗設面積当たり散布量 (100㎡当たり)

種 別	数 量
プライムコート	126 <small>リットル</small>
タックコート	43 <small>リットル</small>

- (注) 1. 上記数量は材料の損失量を含む値である。
 2. 基層にグースアスファルト混合物を使用する場合の瀝青材料は、タックコート(ゴム入り)を使用する。

7. 諸雑費

諸雑費は、瀝青材料(プライムコート・タックコート)の散布(材料費を除く)、飛散防護、舗装用器具、補助機械及び型枠材料、加熱燃料等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表7.1 諸雑費率 (%)

適用範囲		諸雑費率
舗装幅が 1.4m 以上 3.0m 以下	車道及び路肩	18 (13)
	歩 道	12 (5)
舗装幅が 3.0m を越える	車道及び路肩	19 (12)
	歩 道	11 (5)

- (注) 1. 瀝青材料の散布を行わない場合には、() 書きの数値を適用する。
 2. 瀝青材料を散布後、やむを得ず交通を解放する場合等、砂の散布が必要な場合には、砂散布の費用(材料費を含む)として、労務費、機械経費の合計額にプライムコートの場合は10%、タックコートの場合は9%の率を乗じた金額を計上する。

8. 単価表

(1) アスファルト舗装工（一般）1日（D m²）1層当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	表5. 2	表5. 1, 5. 2
特 殊 作 業 員		人	表5. 2	〃
普 通 作 業 員		人	表5. 2	〃
アスファルト混合物		ト	D×厚さ(m)×締固 め後密度(t/m ³)× (1+補正係数)	表3. 1
瀝 青 材		リットル	表6. 1× D/100	表6. 1
アスファルト フィニッシャ運転		日	1	表4. 1, 5. 1
ロードローラ運転		日	1	〃
タイヤローラ運転		日	1	〃
振動ローラ		日	1	〃
砂 散 布 費		式	1	必要に応じ計上 表7. 1
諸 雑 費		式	1	表7. 1
計				

(注) 1. D：日当たり施工量（表5. 1）

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
アスファルト フィニッシャ	ホイール型 1. 4～3. 0 m	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 23 機械損料数量 → 1.75
〃	ホイール型 2. 4～6. 0 m	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 62 機械損料数量 → 1.75
〃	クローラ型 1. 4～3. 0 m	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 21 機械損料数量 → 1.75
〃	クローラ型 2. 4～4. 5 m	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 35 機械損料数量 → 1.75
ロードローラ	マカダム 10～12 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 35 機械損料数量 → 1.63
タイヤローラ	8～20 t	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 41 機械損料数量 → 1.78
振動ローラ	搭乗式コンバインド型 3～4t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 15 機械賃料数量 → 1.50

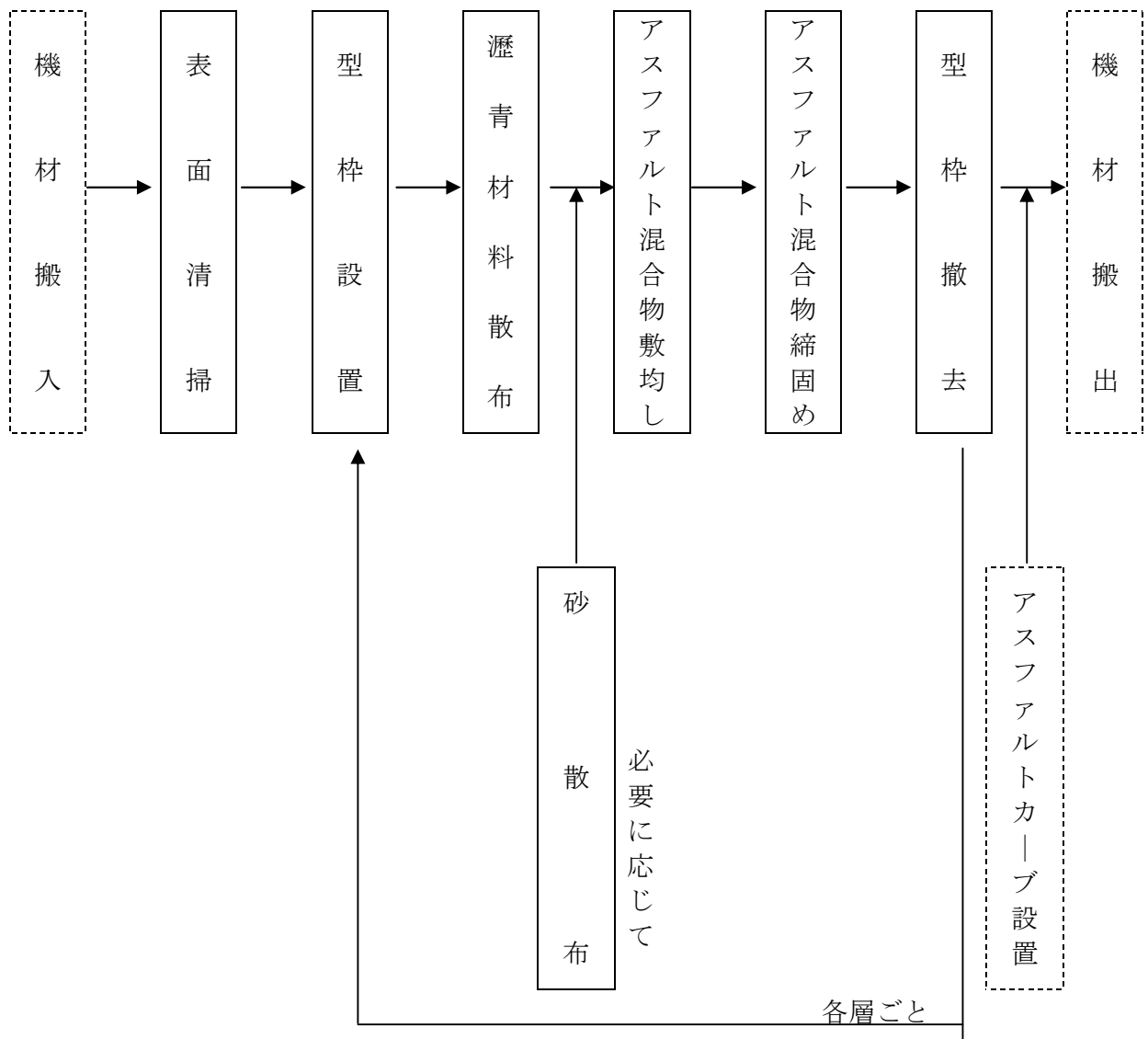
⑧アスファルト舗装工（狭幅道路・機械施工）

1. 適用範囲

本歩掛は、設計舗設幅が 0.8 m 以上 1.4 m 未満の車道、歩道部のアスファルト舗装工事に適用する。

ただし、畑かん工事等におけるほ場への引き込み（横引き）箇所へは適用できない。

2. 施工概要



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. アスファルト混合物材料の設計数量

アスファルト混合物材料の設計数量は、次式により算定する。

$$\begin{aligned}
 & 1 \text{ 日 (D m}^2\text{) 当たりアスファルト混合物材料の設計数量 (t)} \\
 & = 1 \text{ 日当たり施工量 (D) } \times \text{設計舗装厚さ (m) } \times \text{アスファルト混合物の締固め後密度} \\
 & \quad (t/m^3) \times (1 + \text{補正係数(表 3. 1)})
 \end{aligned}$$

表 3. 1 加熱アスファルト混合物の補正係数

車道及び路肩	+0.07
歩道	+0.10

4. 機種の設定

機種の設定は次表を標準とする。

表 4. 1 機種の設定

機 種	規 格	台数
アスファルトフィニッシャ	クローラ型 0.8～1.4m	1
振動ローラ	コンバインド型 3～4t 排出ガス対策型(第1次基準値)	1
ダンプトラック	2t積	1

(注) 1. アスファルトフィニッシャ、振動ローラ及びダンプトラックは組合せ機械として使用する。

2. 振動ローラは賃料とする。

5. 舗設作業歩掛

5-1 舗設作業の日当たり施工量は次表を標準とする。

表 5. 1 1日当たり施工量 (m²/日・1層当たり)

適 用 区 分	日当たり施工量
舗装幅が0.8m以上1.4m未満	600

5-2 編成人員

舗設作業における編成人員は、次表を標準とする。

表 5. 2 編成人員 (1日・1層当たり)

名 称	数 量
世話役	1人
特殊作業員	3人
普通作業員	3人

6. 瀝青材料の散布量

瀝青材料舗設面積100m²当たり散布量は、次表のとおりとする。

表 6. 1 瀝青材料の舗設面積当たり散布量 (100m²当たり)

種 別	数 量
プライムコート	126 リットル
タックコート	43 リットル

(注) 上記数量は材料の損失量を含む値である。

7. 諸雑費

諸雑費は、瀝青材料（プライムコート・タックコート）の散布（材料費を除く）、飛散防護、舗装用器具、補助機械及び型枠材料、加熱燃料等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 7. 1 諸雑費率

施工場所	諸雑費率 (%)
車道及び路肩	1 5 (6)
歩 道	1 6 (6)

- (注) 1. (瀝青材料の散布を行わない場合には、() 書きの数値を適用する。
2. 瀝青材料（プライムコート・タックコート）を散布後、やむを得ず交通を解放する場合等、砂の散布が必要な場合には、砂散布の費用（材料費を含む）として、労務費、機械経費の合計額に3%の率を乗じた金額を計上する。

8. 単価表

(1) アスファルト舗装工（狭幅道路・機械施工②） 1日（D m²）・1層当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	1	表5. 1, 5. 2
特 殊 作 業 員		人	3	〃
普 通 作 業 員		人	3	〃
アスファルト混合物		ト ^ン	D×厚さ(m)×締固 め後密度(t/m ³)× (1+補正係数)	表3. 1
瀝 青 材		リ ^{ット}	表6. 1× D/100	表6. 1
アスファルト フィニッシャ運転	クローラ型 0.8~1.4 m	日	1	表4. 1, 5. 1
振動ローラ運転	搭乗式 コンパインド ^ド 型 3~4ト ^ン	日	1	〃
ダンプトラック運転	2 t 積	日	1	〃
砂 散 布 費		式	1	必要に応じ計上 表7. 1
諸 雑 費		式	1	表7. 1
計				

(注) D：日当たり施工量（表5. 1）

(2) 機械運転単価表

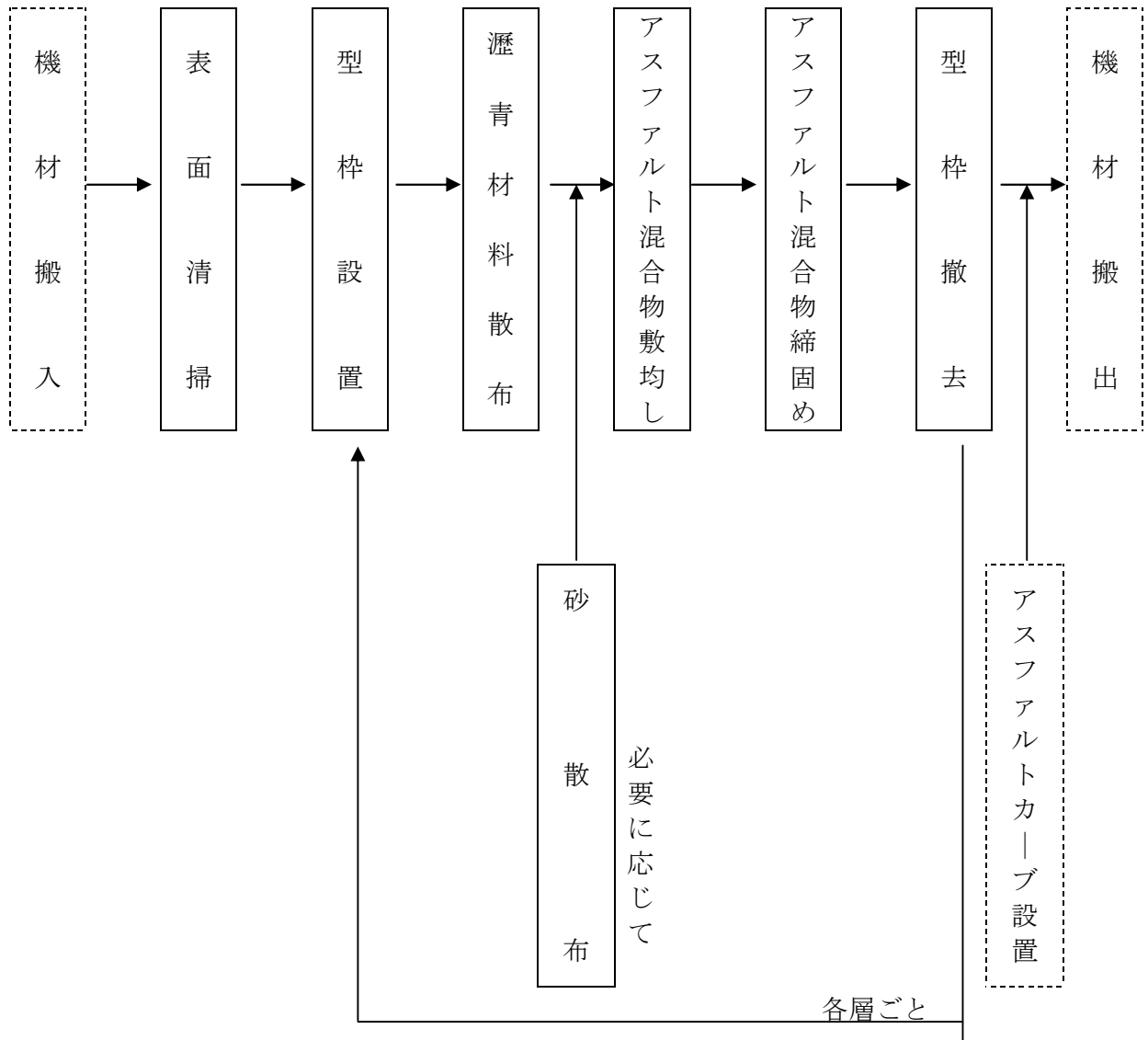
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
アスファルト フィニッシャ	クローラ型 0.8~1.4 m	機-18	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 15 機械損料数量 → 1.75
振 動 ロ ー ラ	搭乗式・コンパインド ^ド 型 3~4 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 15 機械賃料数量 → 1.50
ダンプトラック	2 t 積	機-22	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 25 機械損料数量 → 1.17

⑨アスファルト舗装工（狭幅道路・人力施工）

1. 適用範囲

本歩掛は、舗設幅が 0.8m 未満の場合及び機械施工が困難な場合におけるアスファルト舗装工事に適用する。

2. 施工概要



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. アスファルト混合物材料の設計数量

アスファルト混合物材料の設計数量は、次式により算定する。

$$100 \text{ m}^2 \text{ 当たりアスファルト混合物材料の設計数量 (ト)} \\ = 100 \times \text{設計舗装厚さ (m)} \times \text{アスファルト混合物の締固め後密度 (ト/m}^3) \\ \times (1 + \text{補正係数(表 3. 1)})$$

表 3. 1 加熱アスファルト混合物の補正係数

車道及び路肩	+0.07
歩道	+0.10

4. 機種を選定

人力による加熱アスファルト混合物の敷均し締固め作業機械は、次表を標準とする。

表 4. 1 舗設作業歩掛 (1日・1層当たり)

機種	規格	単位	施工場所	
			車道及び路肩	歩道
振動ローラ	ハンドガイド式 0.5~0.6t	台	1	1
振動コンパクタ	前進型 40~60kg	台	2	1

5. 舗設作業歩掛

5-1 舗設作業の日当たり施工量は次表を標準とする。

表 5. 1 1日当たり施工量 (m²/日・1層当たり)

1層当たり仕上り厚 t (cm)	施工場所	単位	日当たり 施工量
t ≤ 5	車道及び路肩 ・歩道	m ²	250
5 < t ≤ 7 (10)			230

(注) 1層当たり仕上り厚 t の () 書きは、瀝青安定処理路盤に適用する。

5-2 編成人員

舗設作業における編成人員は、次表を標準とする。

表 5. 2 編成人員 (1日・1層当たり)

名称	単位	車道及び路肩・歩道	
		1層当たり仕上り厚 t (cm)	
		t ≤ 5	5 < t ≤ 7 (10)
世話役	人	1	1
特殊作業員	人	2	3
普通作業員	人	4	4

(注) 1層当たり仕上り厚 t の () 書きは、瀝青安定処理路盤に適用する。

6. 瀝青材料の散布

6-1 瀝青材料舗設面積100㎡当たり散布量は、次表のとおりとする。

表6.1 瀝青材料の舗設面積当たり散布量 (100㎡当たり)

種 別	数 量
プライムコート	126 リットル
タックコート	43 リットル

(注) 1. 上記数量は材料の損失量を含む値である。

2. 基層にグースアスファルト混合物を使用する場合の瀝青材料は、タックコート(ゴム入り)を使用する。

6-2 瀝青材料を散布後やむを得ず交通を解放する場合等、砂の散布が必要な場合は、砂散布の費用として、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表6.2 砂散布费率

種 別	率
砂散布費	3 %

7. 諸雑費

諸雑費は、瀝青材料(プライムコート・タックコート)の散布(材料費を除く)、舗装用器具、補助機械及び型枠材料、加熱燃料等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表7.1 諸雑费率 (%)

施工場所	1層当たり仕上り厚 t (cm)	
	t ≤ 5	5 < t ≤ 7 (10)
車道及び路肩	17 (6)	15 (6)
歩 道	19 (7)	16 (6)

(注) 1. 1層当たり仕上り厚 t の () 書きは、瀝青安定処理路盤に適用する。

2. 瀝青材料の散布を行わない場合は、() 書きの数値を適用する。

8. 単価表

(1) アスファルト舗装工（狭幅道路・人力施工）100㎡・1層当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	表5. 2×100/D	表5. 1, 5-2
特 殊 作 業 員		人	表5. 2×100/D	〃
普 通 作 業 員		人	表5. 2×100/D	〃
アスファルト混合物		トﾝ	100×厚さ(m)×締固め 後密度(t/m ³)×(1+補正 係数)	表3. 1
瀝 青 材		リットル	表6. 1	表6. 1
振動ローラ		日	表4. 1×100/D	表4. 1, 5. 1
振動コンパクタ		日	表4. 1×100/D	〃
砂 散 布 費		式	1	表6. 2 必要に応じ計上
諸 雑 費		式	1	表7. 1
計				

(注) D：日当たり施工量（表5. 1）

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
振動ローラ	ハンドガイド式 0.5～0.6t	機-23	燃料消費量 → 2 機械損料数量 → 1.23
振動コンパクタ	前進型 40～60kg	機-23	燃料消費量 → 3 機械損料数量 → 1.40

8 橋梁工

① 橋台・橋脚工(1)

1. 適用範囲

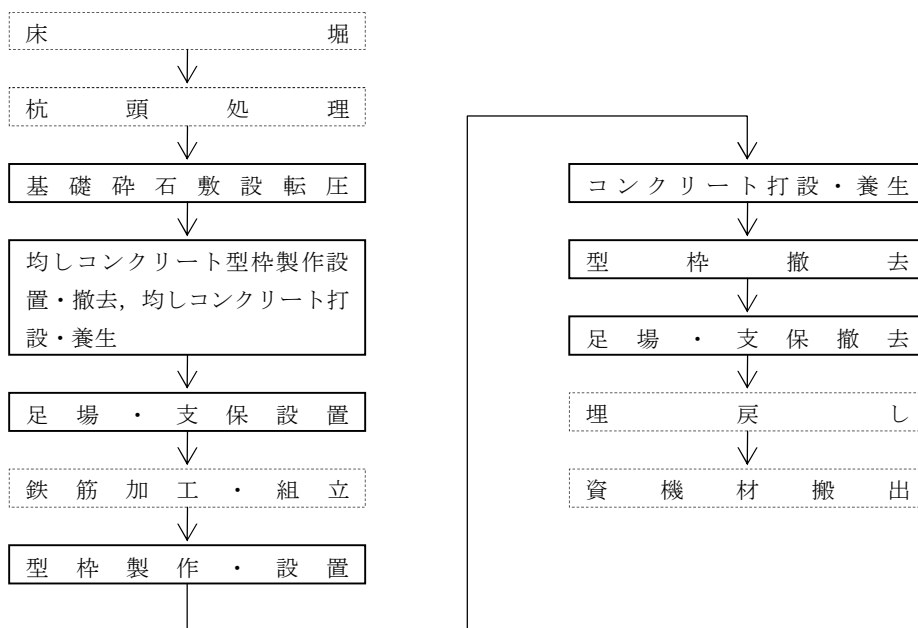
本歩掛は、「土木構造物設計マニュアル(案)―土工構造物・橋梁編―」(平成13年9月28日付農政部長通知・農整第560号)(以下「設計マニュアル(案)」という。)に基づき設計された橋台・橋脚工のうち、下表に示す橋台・橋脚工の施工に適用する。適用は構造物高さ5m以上25m未満のT型橋脚、構造物高さ5m以上20m未満の壁式橋脚、構造物高さ12m未満かつ翼壁厚さ0.4m以上0.6m未満の逆T式橋台とする。

また、本項の適用を外れる橋台・橋脚工については、橋台・橋脚工(2)を適用する。

なお、上記適用範囲以外の積算は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)」によるものとする。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

2. 基礎材敷均し・転圧, 均し型枠製作設置・撤去, 均しコンクリート打設・養生は、必要に応じて計上する。

3. 施工歩掛

3-1 橋台・橋脚工

3-1-1 機種を選定

機種を選定は次表のとおりとする。

表3.1 コンクリート打設標準機械

名称	型式	規格
コンクリートポンプ車	ブーム式	90~110m ³ /h

(注) 1. 上表の機種規格を標準とするが、現場状況等を考慮し、これにより難い場合は別途選定する。

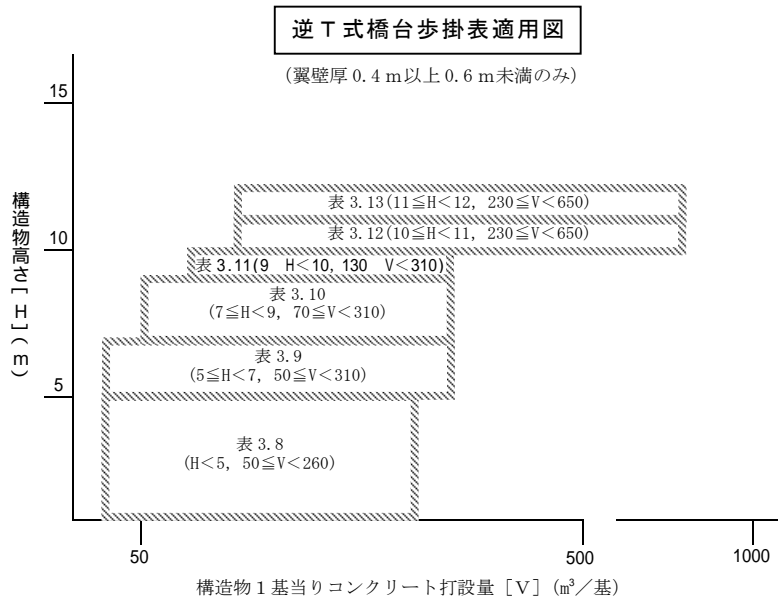
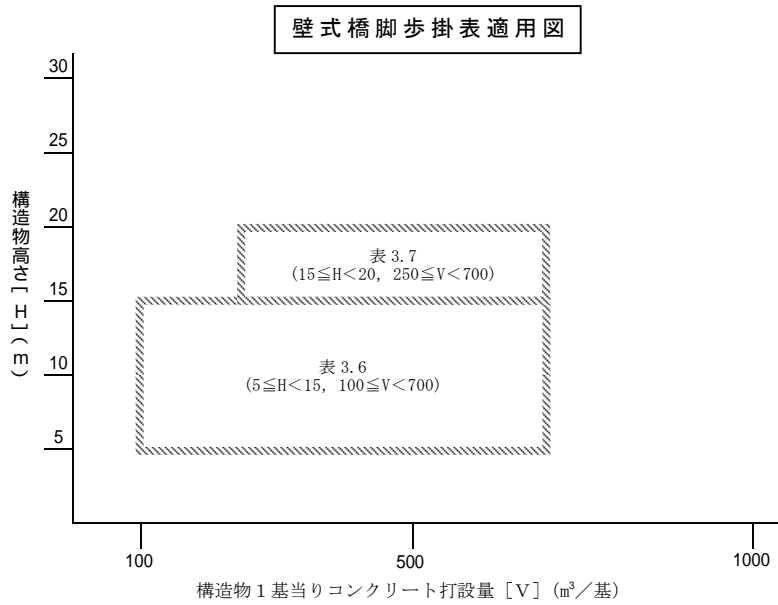
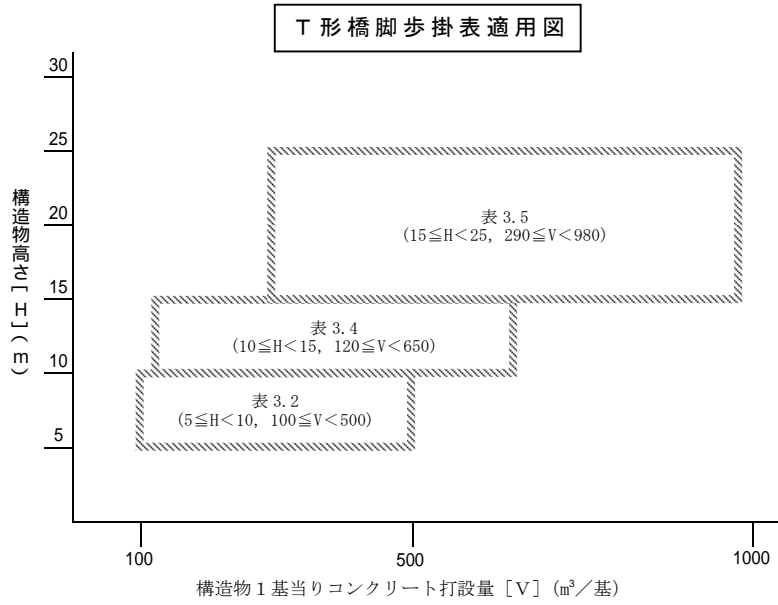
2. コンクリートポンプ車圧送コンクリートのスランプ値及び粗骨材の最大寸法は、次表の範囲を標準とする。

表3.2 コンクリートポンプ車圧送コンクリートの標準範囲

スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
8~12	40以下

3-1-2 施工歩掛表適用図

施工歩掛における歩掛表の適用範囲は次図のとおりとする。



3-1-3 T形橋脚の場合

T形橋脚における施工歩掛は次表のとおりとする。

表3.3 施工歩掛（構造物高さ5m以上10m未満の場合）（コンクリート10m³当り）

名称		コンクリート打設量 (m ³ /基)	
		単位	
世話役	人	100 m ³ 以上 300 m ³ 未満	300 m ³ 以上 500 m ³ 未満
特殊作業員	〃	0.2	
型枠工	〃	1.8	1.3
とび工	〃	0.6	0.5
普通作業員	〃	1.6	1.3
コンクリート	m ³	10.2	
コンクリートポンプ車運転	日	0.06	
雑工種	基礎材敷設転圧	%	2
	均しコンクリート打設	〃	4
諸雑費率	一般足場	〃	17
	手摺先行型枠組足場	〃	26

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎碎石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工③コンクリート」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

表3.4 雑工種及び諸雑費に含まれる内容

		労務費	機械運転経費	雑機械器具損料	材料費
雑工種	基礎材敷設転圧	敷設・転圧労務	材料投入敷均し機械 締固め機械	—	碎石材料
	均しコンクリート打設	打設・養生、 型枠製作設置・ 撤去労務	打設機械 電力に関する経費	パイプレータ、 ポンプ、 バケット等	コンクリート、 養生材、 均し型枠材料等
諸雑費	コンクリート打設	—	電力に関する経費	パイプレータ、 ポンプ等	養生マット、 養生シート等
	型枠製作設置撤去	—	持上（下）機械 電力に関する経費	電気ドリル、 電気ノコギリ、 雑工具等	型枠材料、 組立支持材、 はく離剤等
	足場設置・撤去	—	持上（下）機械	雑工具等	足場工仮設材、 安全ネット等
	支保設置・撤去	—	持上（下）機械	雑工具等	足場工仮設材、 安全ネット等

表3.5 施工歩掛（構造物高さ10m以上15m未満の場合）

（コンクリート10m³当り）

名 称		単位	コンクリート打設量 (m ³ /基)		
			120 m ³ 以上 220 m ³ 未満	220 m ³ 以上 440 m ³ 未満	440 m ³ 以上 650 m ³ 未満
世 話 役	人		0.7	0.6	0.4
特 殊 作 業 員	〃			0.2	
型 枠 工	〃		2.0	1.5	1.0
と び 工	〃		0.9	0.7	0.6
普 通 作 業 員	〃		1.9	1.4	1.1
コ ン ク リ ー ト	m ³		10.2		
コ ン ク リ ー ト ポ ン プ 車 運 転	日		0.06		
雑工種	基礎材敷設転圧	%	2	2	2
	均しコンクリート打設	〃	3	4	5
諸雑費率	一 般 足 場	〃	17	17	21
	手摺先行型枠組足場	〃	26	28	33

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎砕石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工③コンクリート」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

表3.6 施工歩掛（構造物高さ15m以上25m未満の場合）（コンクリート10m³当り）

名 称		単位	290 m ³ 以上 910 m ³ 未満	910 m ³ 以上 980 m ³ 未満
		コンクリート打設量 (m ³ /基)		
世 話 役	人		0.6	0.5
特 殊 作 業 員	〃		0.2	
型 枠 工	〃		1.5	1.3
と び 工	〃		0.8	0.9
普 通 作 業 員	〃		1.6	1.3
コ ン ク リ ー ト	m ³		10.2	
コ ン ク リ ー ト ポ ン プ 車 運 転	日		0.06	
雑工種	基礎材敷設転圧	%	1	1
	均しコンクリート打設	〃	2	3
諸雑費率	一般足場	〃	18	17
	手摺先行型枠組足場	〃	29	28

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎碎石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工③コンクリート」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110 m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

3-1-4 壁式橋脚の場合

壁式橋脚の施工歩掛は次表のとおりである。

表3.7 施工歩掛（構造物高さ5m以上15m未満の場合）（コンクリート10m³当り）

名称		コンクリート打設量 (m ³ /基)		
		100 m ³ 以上 280 m ³ 未満	280 m ³ 以上 700 m ³ 未満	
世話役	人	0.6	0.5	
特殊作業員	〃	0.2		
型枠工	〃	1.8	1.4	
とび工	〃	0.5	0.3	
普通作業員	〃	1.6	1.2	
コンクリート	m ³	10.2		
コンクリートポンプ車運転	日	0.06		
雑工種	基礎材敷設転圧	%	2	3
	均しコンクリート打設	〃	4	7
諸雑費率	一般足場	〃	18	17
	手摺先行型枠組足場	〃	29	24

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎碎石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工③コンクリート」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

表3.8 施工歩掛（構造物高さ15m以上20m未満の場合）（コンクリート10m³当り）

名 称		コンクリート打設量 (m ³ /基)		
		250 m ³ 以上 520 m ³ 未満	520 m ³ 以上 700 m ³ 未満	
世 話 役	人	0.5	0.4	
特 殊 作 業 員	〃	0.2		
型 枠 工	〃	1.6	1.1	
と び 工	〃	0.4	0.3	
普 通 作 業 員	〃	1.5	1.0	
コ ン ク リ ー ト	m ³	10.2		
コ ン ク リ ー ト ポ ン プ 車 運 転	日	0.06		
雑工種	基礎材敷設転圧	%	1	1
	均しコンクリート打設	〃	7	8
諸雑費率	一 般 足 場	〃	17	21
	手摺先行型枠組足場	〃	27	33

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑤「コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎砕石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工③「コンクリート」」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110 m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

3-1-5 逆T式橋台の場合

逆T式橋台の施工歩掛は次表のとおりとする。

表3.9 施工歩掛（構造物高さ5m未満，翼壁厚0.4m以上0.6m未満の場合）

（コンクリート10m³当り）

名称		コンクリート打設量 (m ³ /基)		
		単位		
世話役	人	0.6	0.5	
特殊作業員	〃	0.2		
型枠工	〃	2.2	1.7	
とび工	〃	0.5	0.3	
普通作業員	〃	1.9	1.5	
コンクリート	m ³	10.2		
コンクリートポンプ車運転	日	0.06		
雑工種	基礎材敷設転圧	%	4	4
	均しコンクリート打設	〃	7	8
諸雑費率	一般足場	〃	17	18
	手摺先行型枠組足場	〃	25	26

- (注) 1. 上表の労務歩掛は，型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去，足場（支保）設置・撤去，コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は，基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は，+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は，労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし，諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお，雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は，養生材の被覆，散水養生，被覆養生程度のものであり，保温養生等の特別な養生が必要な場合は，諸雑費率より2.0%を減ずるものとし，養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工⑤コンクリート養生により別途計上する。
6. 基礎碎石の敷均し厚は，20cmまでを標準としており，これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は，「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工③コンクリート」により別途計上するものとする。なお，コンクリート1日当り打設量は，110m³を標準とする。
8. 本歩掛には，コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には，型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 本歩掛は，水抜きパイプの設置の有無に関わらず適用できる。ただし材料費については別途計上する。
11. 手摺先行型枠組足場には，二段手摺及び幅木の機能を有している。

表3.10 施工歩掛（構造物高さ5m以上7m未満、翼壁厚0.4m以上0.6m未満の場合）

（コンクリート10m³当り）

コンクリート打設量 (m ³ /基)		単位	50 m ³ 以上 90 m ³ 未満	90 m ³ 以上 160 m ³ 未満	160 m ³ 以上 310 m ³ 未満
			名 称		
世	話	役 人	1.0	0.7	0.6
特	殊	作 業 員	0.2		
型	枠	工	3.3	2.6	2.0
と	び	工	0.8	0.6	0.4
普	通	作 業 員	2.7	2.2	1.7
コ		ン	10.2		
ン		ク	0.06		
リ		リ	0.06		
ー		ト	0.06		
雑工種	基	礎	1	2	2
	均	し	5	5	6
諸雑費率	一	般	13	14	15
	手	摺	19	20	21

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工⑤「コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎碎石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工③「コンクリート」」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 本歩掛は、水抜きパイプの設置の有無に関わらず適用できる。ただし材料費については別途計上する。
11. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

表3.11 施工歩掛（構造物高さ7m以上9m未満、翼壁厚0.4m以上0.6m未満の場合）

(コンクリート10m³当り)

コンクリート打設量 (m ³ /基)		単位	70 m ³ 以上 110 m ³ 未満	110 m ³ 以上 210 m ³ 未満	210 m ³ 以上 310 m ³ 未満
			名 称		
世	話	役 人	1.0	0.7	0.6
特	殊	作 業 員	0.2		
型	枠	工	2.6	2.3	1.8
と	び	工	1.3	0.8	0.5
普	通	作 業 員	2.5	2.0	1.6
コ		ン	10.2		
ン		ク	10.2		
リ		ー	10.2		
ト			10.2		
コ		ン	0.06		
ン		ク	0.06		
リ		ー	0.06		
ト			0.06		
雑工種	基	礎	1	2	3
	均	し	3	5	7
諸雑費率	一	般	17	17	19
	手	摺	27	27	29

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工⑤「コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎碎石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3.コンクリート工③「コンクリート」」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 本歩掛は、水抜きパイプの設置の有無に関わらず適用できる。ただし材料費については別途計上する。
11. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

表3.12 施工歩掛（構造物高さ9m以上10m未満，翼壁厚0.4m以上0.6m未満の場合）

（コンクリート10m³当り）

コンクリート打設量 (m ³ /基)		単位	130 m ³ 以上 280 m ³ 未満	280 m ³ 以上 310 m ³ 未満			
			名 称				
世	話	役	人	0.6	0.6		
特	殊	作	業	員	〃	0.2	
型	枠	工	〃	2.4	1.8		
と	び	工	〃	0.7	0.5		
普	通	作	業	員	〃	2.1	1.6
コ		ン		ク			
ン		ク		リ			
ー		ー		ト			
ト				m ³			
コ		ン		ク			
ン		ク		リ			
ー		ト		ポン			
ト				プ			
				ム			
雑		工		種			
基		礎		材			
敷		設		転			
圧		%		1		2	
均		し		コ			
ン		ク		リ			
ー		ト		打			
設		"		5		5	
一		般		足			
場		"		17		19	
手		摺		先			
行		型		枠			
組		足		場			
"		"		26		30	

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑤「コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎碎石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工③「コンクリート」」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 本歩掛は、水抜きパイプの設置の有無に関わらず適用できる。ただし材料費については別途計上する。
11. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

表3.13 施工歩掛（構造物高さ10m以上11m未満，翼壁厚0.4m以上0.6m未満の場合）

（コンクリート10m³当り）

コンクリート打設量 (m ³ /基)		単位	230 m ³ 以上	370 m ³ 以上																
			370 m ³ 未満	650 m ³ 未満																
世	話	役	人	0.6	0.5															
特	殊	作	業	員	〃	0.2														
型	枠	工	〃	2.2	1.6															
と	び	工	〃	0.7	0.5															
普	通	作	業	員	〃	1.9	1.5													
コ		ン		ク	リ	ー	ト	m ³	10.2											
コ		ン		ク	リ	ー	ト	ポンプ車	運	転	日	0.06								
雑	工	種		基	礎	材	敷	設	転	圧	%	1	2							
		均		し		コ		ン		ク		リ		ー		ト		打	設	〃
諸	雑	費		率		一		般		足		場		〃	17	18				
		手		摺		先		行		型		枠		組		足		場		〃

- (注) 1. 上表の労務歩掛は、型枠（R付型枠含む）製作・設置・撤去、足場（支保）設置・撤去、コンクリート打設・養生等を含むものである。
2. 本歩掛は、基礎形式（直接基礎・杭基礎）に関わらず適用できる。
3. コンクリートの補正数量は、+0.02として上表に含めてある。
4. 雑工種・諸雑費率は、労務費と機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は上限値とする。なお、雑工種及び諸雑費に含まれる内容は表3.3のとおりである。
5. 養生は、養生材の被覆、散水養生、被覆養生程度のものであり、保温養生等の特別な養生が必要な場合は、諸雑費率より2.0%を減ずるものとし、養生費を農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工⑤「コンクリート養生」により別途計上する。
6. 基礎碎石の敷均し厚は、20cmまでを標準としており、これにより難しい場合は別途計上とする。
7. コンクリートポンプ車配管打設で施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事）3. コンクリート工③「コンクリート」」により別途計上するものとする。なお、コンクリート1日当り打設量は、110m³を標準とする。
8. 本歩掛には、コンクリートポンプ車打設時のホースの筒先作業等を行う機械補助労務を含む。
9. 本歩掛には、型枠施工時のはく離剤塗布及びケレン作業を含む。
10. 本歩掛は、水抜きパイプの設置の有無に関わらず適用できる。ただし材料費については別途計上する。
11. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。

4. 単価表

(1) T形橋脚10m³当り単価表

名 称		規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役			人		表3.2, 表3.4, 表3.5
特 殊 作 業 員			〃		〃
型 枠 工			〃		〃
と び 工			〃		〃
普 通 作 業 員			〃		〃
コ ン ク リ ー ト			m ³	10.2	〃 10×(1+補正係数)
コンクリートポンプ車運転		ブーム式 90~110m ³ /h	日	0.06	〃
雑工種	基 礎 砕 石		式	1	表3.2, 表3.4, 表3.5 必要に応じて計上
	均しコンクリート		〃	1	〃 必要に応じて計上
	目 地 材		〃	1	〃 必要に応じて計上
圧 送 管 組 立 ・ 撤 去			〃	1	(2)単価表 必要に応じて計上(注)
特 別 な 養 生 工			〃	1	必要に応じて計上(注)
諸 雑 費			〃	1	表3.2, 表3.4, 表3.5
計					

(注) 1. 圧送管組立・撤去費、特別な養生工を計上した場合は諸雑費の対象としない。

2. 特別な養生工については、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。

(2) 圧送管組立・撤去費(橋台・橋脚工)10m³当り単価表

名 称		規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員			人	0.46×L/110	
諸 雑 費			式	1	
計					

(注) 1. Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

2. コンクリート標準施工量: 110m³/日

(3) 壁式橋脚10m³当り単価表

名 称		規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役			人		表3.6, 表3.7
特 殊 作 業 員			〃		〃
型 枠 工			〃		〃
と び 工			〃		〃
普 通 作 業 員			〃		〃
コ ン ク リ ー ト			m ³	10.2	〃 10×(1+補正係数)
コンクリートポンプ車運転		ブーム式 90~110m ³ /h	日	0.06	〃
雑工種	基 礎 砕 石		式	1	表3.6, 表3.7 必要に応じて計上
	均しコンクリート		〃	1	〃 必要に応じて計上
	目 地 材		〃	1	〃 必要に応じて計上
圧 送 管 組 立 ・ 撤 去			〃	1	(2)単価表 必要に応じて計上(注)
特 別 な 養 生 工			〃	1	必要に応じて計上(注)
諸 雑 費			〃	1	表3.6, 表3.7
計					

(注) 1. 圧送管組立・撤去費、特別な養生工を計上した場合は諸雑費の対象としない。

2. 特別な養生工については、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。

(4) 逆T式橋脚10m³当り単価表

名 称		規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役			人		表3.8～表3.13
特 殊 作 業 員			〃		〃
型 枠 工			〃		〃
と び 工			〃		〃
普 通 作 業 員			〃		〃
コ ン ク リ ー ト			m ³	10.2	〃 10×(1+補正係数)
コンクリートポンプ車運転		ブーム式 90～110m ³ /h	日	0.06	〃
雑工種	基 礎 砕 石		式	1	表3.8～表3.13 必要に応じて計上
	均しコンクリート		〃	1	〃 必要に応じて計上
	目 地 材		〃	1	〃 必要に応じて計上
圧 送 管 組 立 ・ 撤 去			〃	1	(2)単価表 必要に応じて計上(注)
特 別 な 養 生 工			〃	1	必要に応じて計上(注)
諸 雑 費			〃	1	表3.8～表3.13
計					

(注) 1. 圧送管組立・撤去費，特別な養生工を計上した場合は諸雑費の対象としない。

2. 特別な養生工については，「農林水産省土地改良工事標準積算基準（土木工事） 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。

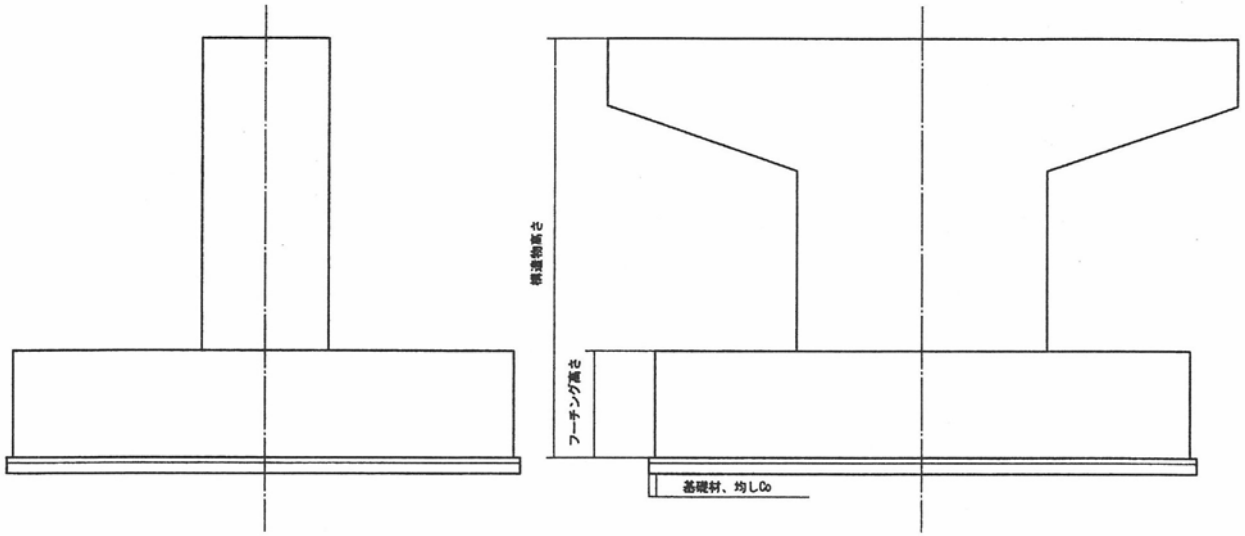
(5) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	摘要単価表	指 定 事 項
コンクリートポンプ車	ブーム式 90～110m ³ /h	機-20	機械損料1 → コンクリートポンプ車 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 82 機械損料数量 → 1.03
			機械損料2 → コンクリート圧送管 (径125mm) 単位 → m・供用日 数量 → L×1.03

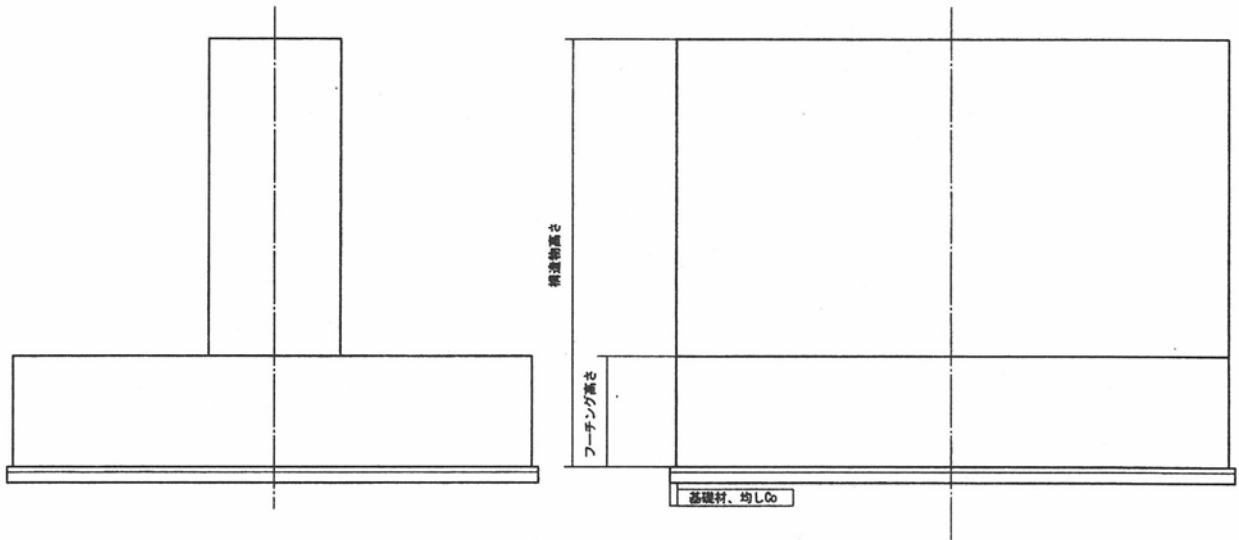
(注) Lは，コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

5. 参考図

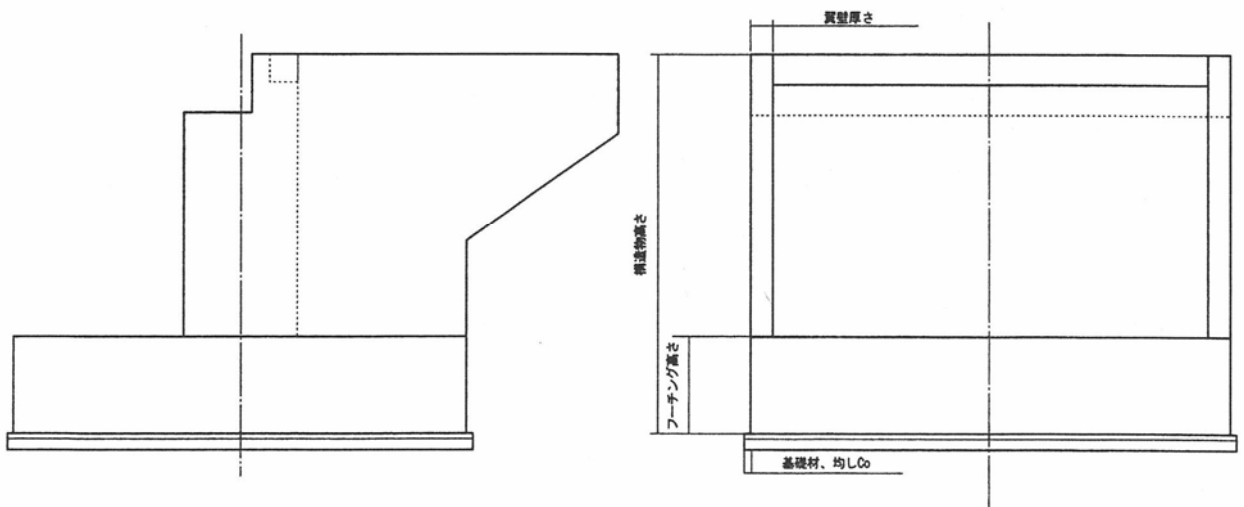
T形橋脚



壁式橋脚



逆T式橋台



② 橋台・橋脚工(2)

1. 適用範囲

本歩掛は、「土木構造物設計マニュアル(案)―土工構造物・橋梁編―」(平成13年9月28日付農政部長通知・農整第560号)(以下「設計マニュアル(案)」という。)に基づき設計された場所打ち鉄筋構造物のうち、橋台・橋脚工(1)の適用範囲を外れた橋台橋脚のコンクリート打設に適用する。

なお、橋台橋脚工(1)及び上記適用範囲以外の積算は、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事)」によるものとする。

2. 施工歩掛

2-1 函渠工コンクリート打設歩掛

函渠工コンクリート打設歩掛は、次表のとおりとする。

表2.1 コンクリート打設歩掛 (コンクリート10m³当り)

コンクリート打設量 (m ³ /基)		単位	50 m ³ 以上			
名	称					
世	話	役	人	0.06		
特	殊	作	業	員	〃	0.18
普	通	作	業	員	〃	0.24
コンクリート		ポンプ車	運	転	日	0.06
諸		雑	費	率	%	4

- (注) 1. コンクリートポンプ車の機種については、「⑧橋台・橋脚工(1)、表3.1機種の選定」による。
 2. コンクリートの補正係数は、+0.02として上表に含めてある。
 3. 上表には、ホースの筒先作業等を行う機械付補助労務を含む。
 4. 諸雑費は、バイブレータ損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 5. コンクリートポンプ車配管打設にて施工する場合で圧送管組立・撤去が必要な場合は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工③コンクリート」により別途計上する。なお、コンクリートポンプ車打設の場合のコンクリートの1日当り打設量は110m³を標準とする。
 6. 養生工については、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」により別途計上する。

2-2 型枠工

型枠工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工④型枠」により別途計上する。

2-3 足場工

足場工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 14. 仮設工⑨鋼製足場」により別途計上する。

2-4 支保工

支保工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 14. 仮設工⑩支保工」により別途計上する。

2-5 鉄筋工

鉄筋工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 17. 市場単価①鉄筋工」により別途計上する。

2-6 基礎砕石工

基礎砕石工は「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工①基礎・裏込砕石工」により別途計上する。

2-7 その他

基礎コンクリート工及び目地設置等が必要な場合は別途計上する。

3. 単価表

(1) 橋台橋脚コンクリート打設10m³当り施工単価表 [橋台・橋脚工(2)]

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.06	表2.1
特 殊 作 業 員		〃	0.18	〃
普 通 作 業 員		〃	0.24	〃
コ ン ク リ ー ト		m ³	10.2	〃 10×(1+補正係数)
コンクリートポンプ車運転	ブーム式 90~110m ³ /h	日	0.06	〃
圧送管組立・撤去		m ³	1	(2)単価表 必要に応じて計上
特 別 な 養 生 工		〃	1	(注)
諸 雑 費		式	1	表2.1
計				

(注) 1. 圧送管組立・撤去費、特別な養生工を計上した場合は諸雑費の対象としない。

2. 特別な養生工については、「農林水産省土地改良工事標準積算基準(土木工事) 3. コンクリート工⑤コンクリート養生」にるものとする。

(2) 圧送管組立・撤去費(橋台・橋脚工) 10m³当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.46×L/110	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	摘要単価表	指 定 事 項
コ ン ク リ ー ト ポ ン プ 車	ブーム式 90~110m ³ /h	機-20	機械損料1 → コンクリートポンプ車 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 82 機械損料数量 → 1.03
			機械損料2 → コンクリート圧送管 (径125mm) 単位 → m・供用日 数量 → L×1.03

(注) Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。